

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和6年9月6日（金）

午前10時12分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員（14名）

議長 三村孝信君
高橋裕子君
金長秀範君
綿引静男君
飯村栄君
桜井和子君
猿田正純君

副議長 加藤木直君
藤咲芙美子君
片岡藏之君
関誠一郎君
阿久津則男君
鯉渕秀雄君
小坪孝君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長
副町長
教 育 長
まちづくり戦略課長
まちづくり戦略課内
道の駅整備室長
総務課長
町民課長
財務課長
税務課長
国保年金課長
長寿応援課長
健康福祉課長
農業政策課長
都市建設課長
下水道課長

上遠野修
藤田悟史
添田智
増井栄一
木村公一
園部繁
羽部理恵
雨宮忠芳
佐藤宰
富江一也
稲川弘美
飯村正則
興野隆喜
大津好男
加藤孝行

会計課長（会計管理者）	所 克 実
水道課長	江 幡 守 仁
農業委員会事務局長	山 崎 栄 一
教育委員会事務局長	廣 木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	興 野 友 宣
主 任 書 記	藤 田 真 紀
主 任 書 記	高 丸 哲 史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
 - (1) 令和6年第3回城里町議会定例会提案事項について
(別紙 議会定例会議事日程)
- 5 閉 会

午前 10 時 12 分開会

開 会

○議長（三村孝信君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（三村孝信君） 本日の全員協議会は、来たる 9 月 10 日に招集されます令和 6 年第 3 回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前に協議いただくものであります。よろしく審議のほどをお願い申し上げます。

本日の欠席議員はおりません。全員出席であります。

町長挨拶

○議長（三村孝信君） ここで、町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和 6 年第 3 回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様へ説明するため、議会全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、公私ともご多用のところ出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ではありますが、議案 23 件、報告 8 件につきましてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

協議案件

○議長（三村孝信君） これより会議に入ります。

ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上で、着座にてご質問ください。

執行部におきましても、答弁は着座で結構です。

また、質問の回数は制限しませんが、簡潔に重複質問のないようお願いいたします。

それでは、議案第 43 号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第43号をご覧いただきたいと存じます。

議案第43号 城里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続における特定の個人識別をするための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。

以上、議案第43号についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、議案第43号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（三村孝信君） 議案第43号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 特定個人番号利用事務というんですけれども、これ、必要な限度で利用特定個人情報、自ら保有するものを利用することができるとは、どのような処理なんでしょうか。

それから、もう一つ、情報提供ネットワークを使用して、ほかの個人番号利用事務実施者から利用特定個人情報の提供を受けることができるとは、どういうものなんでしょうか。具体的にお答えください。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） ただいまのご質問でございますが、最初の特定個人番号の利用事務に関連するものでございますけれども、こちらについては、条例で定めている事務を処理するために必要な限度で、町が保有する特定個人情報を利用できるというようなことになりまして、例えば医療費の助成に関する事務、こういったものを規則で定めているものは、住民票の関係情報とか地方税の関係情報などの規則で定めているものを利用することができるというようなことでございます。

2点目の情報提供ネットワークを使用して、ほかの個人番号等に関するご質問に関しましては、事務処理に関して、効率的にやり取りするため、情報システムを使用しておりますが、この情報連携による場合については、条例で定めることによりまして、利用事務実施者から個人情報の提供を受けることができるということで、機関が別であっても定めるものについて、例えば教育委員会が使用料等の減免に関して規定する事務を行う場合は、町が規則で定めている地方税などの保有する情報を提供することができるというような内容になります。

以上が概要になります。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） ということは、役場の中だけの情報の流出ということになるんでしょうか。お互いに情報しやすくなるために提供し合うということなこととして考えていいんですか、それともこれは、外にも出すことは考えているんでしょうか、お聞きしま

す。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） 役場の中だけの情報の流出かというような質疑がございましたけれども、決して情報を漏れさせるというか、流出させるものではございませんで、相互に保有する情報を、規定によって定めているものを使うことができるということで、ご質問の趣旨と見られます、ほかの機関とのやり取りはどうかというようなところについては、情報システムを使用した場合などは、相互に情報の提供等はできるというふうに規定されております。

その場合でも、個人情報とは個人番号等、そのまま関連して出せるものではなく、符号とひもづけされた上で出されるものですから、相互の機関で符号を用いて情報を得るものですから、個人番号等の関連での全ての情報が、そのままほかの機関に提供できるというものでもございません。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 情報が提供できる、ひもづけされているものは全て、お互いに共有できるということなんですね。

これは本当に、必要な限度でというようなことだと思うんですけども、住民のプライバシーとかそういうものは、個人の理由づけなしに、これは自由に役場の中だけだったら提供し合えるとか、そういうものになるんでしょうか。

非常に、流出という言葉を私、使ってしまった、それじゃないよと、お互いに必要なものだけ取り合うんだよというようなことだと思うんですけども、個人の了解なしで、そういうのはやり取りできるということなんんでしょうか。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） ご指摘のように、個人番号は個人情報と密接に関わっております。事業者の利用範囲というものは限定されるのが原則でございまして、範囲を超えた目的の利用というものは禁止されております。

そういった中で、基本的に利用できる範囲というのは、税、社会保障、災害対策の3つとされているところでございます。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） そういう、ある程度の規制というか、しっかりした規制がなければ、この前も損害保険の契約情報が250万件も漏えいしたという話もあります。

そういうようなことについて、きちんとした役場の中だけで、こういうことには使っちゃいけない、こういうことは使うことができる、そういうのは規定とか、そういうもので、きちんとつくるべきなんじゃないかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。つくられているんでしょうか。あるのであれば、提供をお願いいたします。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） 今回提出しております行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律ということで、これに基づきまして、町も条例をつくっておりますので、そういった中で、利用者や情報等の規定をしているものでございます。

提供というようなお話ですが、こういった条例については、ホームページほか閲覧も可能でございますし、後ほど印刷して提供することは可能でございますので、ご参照いただければと存じます。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第44号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第44号をご覧いただきたいと存じます。

議案第44号 城里町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。公益的法人からの要望により、職員を派遣できる範囲を拡大するものです。

主な改正点は、職員を派遣できる公益的法人等に森林組合を追加するものです。

以上、議案第44号についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、議案第44号説明資料新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより、議案第44号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この条例の一部改正なんですけれども、具体的な派遣された方の勤務体制はどのようになりますか。それから、勤務時間はどのようになりますか。それから、もう一つ、森林環境譲与税の関連なのでしょうか。あともう一つ、森林組合の現在の業務内容はどのようになっていますか、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

勤務形態、勤務条件などは、現在のところ協議中でございます。

また、森林環境譲与税の関係かというご質問ですが、森林整備に当たりましては、森林環境譲与税も使用できるということです。整備に当たりましては、環境譲与税も使用するということです。

現在の業務内容というところでございますが、現在は、森林組合さんは専ら草刈りがメインで、森林の整備というところまでは至っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 今回、これが提案されたことによる理由、根拠、それはどのようなことなんでしょうか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） それでは、ご質問に回答させていただきます。

城里町の領域にある森林組合は2つありまして、一つは笠間西森林組合、もう一つは城北森林組合でございます。笠間西森林組合は、旧七会村を領域としておりまして、城北森林組合は、旧常北町と桂村、それから旧御前山村を領域としております。

この2つの森林組合が派遣になり得るところなんですけど、今回は、城北森林組合より人員の派遣の要望書を頂きまして、条例整備をしようとしているところでございます。

笠間西森林組合につきましては、笠間市の職員のOBの方とか県職員のOBの方、今は再任用とか定年延長の制度がありますけれども、昔はそういう制度がなかったんで、笠間西森林組合の事務局は、県の職員または笠間市の職員で、森林関係の行政に明るい方が森林組合の事務局に入って、いろんな補助金の申請とか事務を切り回していた、取り仕切っていたところなんですけど、城北森林組合はそういった職員の派遣を行ってこなかったんで、気がつくのと、笠間西森林組合のほうはいろんな補助事業をもらって、ヨーロッパ製の機械とかも豊富に入って、活発な活動が行われているのに対して、城北森林組合は本当に草刈りぐらいしかやっていないような状況で、かなり後れを取ってしまったというのが実情です。

城北森林組合を解散させて笠間西森林組合に合併させるというような、そういった県とか、そういったところの思惑もあったんですけど、城北森林組合としては、解散や吸収合併はしたくないと、単独で城北森林組合として常北地区、桂地区の森林整備をやりたいということを、森林組合として、城北森林組合は解散しないという、そういう決議を彼らのほうで総会等で行って、解散しないと決めた以上、今のままの体制では、とてもじゃないけれども、笠間西森林組合のような活動はできないということで、人的応援が欲しいという要望をいただいたので、今回条例を提出しまして、議会として人事交流をお認めいただけるのであれば……ただこれ、条例上は笠間西森林組合にも出せる条例になっているので、ひょっとしたら時代の要請によって、笠間西森林組合のほうから派遣があつて、笠間市じゃなくて城里町から笠間西森林組合に人を出すという局面も、いつか出てくるかもしれませんが、条例上は両方出せるようになっていますが、直接のきっかけは、城北森林組合が事務の体制を整えるため、今、作業員ばかりいて、事務をやる人がいないので、そういう事務をきちっとやって、様々な補助事業なんかも取れるような、そういう森林組合になる

ために体制を強化していこうと、そういうことでございます。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 本人は吸収合併したくないと言っているんですよね。ということであれば、笠間にいくとか、笠間と吸収するとか、そういうようなことはないようにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども。

あと、人数をちょっとお聞きしたいんですけれども、人数は単身ですか、それとも複数になるのでしょうか、お聞きします。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） まだ条例が成立する前なので、人員が、どういうふうな人を送るかということはこれからなんですけど、笠間市と笠間西森林組合の関係でも、1 人とか、せいぜい 2 人ぐらいの方を森林組合の事務局に出して、事務を取り仕切ってもらうというイメージだと思います。

ですから、作業員を出すわけじゃないです。あくまで事務職員を出すわけです。組合の事務局を取り仕切ることを意図しております。

○8 番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

14 番小坪 孝君。

○14 番（小坪 孝君） 森林組合に人を派遣するなんていうことのようなんだけど、城北森林組合、資本金が幾らで、組合員数が何人いて、そういうきちんとデータを見せてください。

それで、町が関わるんじゃないくて、これ、県の森林組合というのが、基本があると思う。そこがやっぱり県森林組合が面倒見て、そういうのをきちんとやるべきであって、町が、行政が町の森林組合に手を出して、こういうことはやっちゃいけないと思う。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。

まさしく県の意向としては、城北森林組合は解散して、吸収合併してくださいといううのが県の意向で、単独で今の城北森林組合では仕事できていないから、解散してくださいというような方向で、県のほうから城北森林組合は言われて、解散するかどうかを組合員で話し合ったところ、解散しないという決定を組合でしたそうで、私は森林組合の組合員じゃないので、その議決に関わることはできないんですが、いずれにせよ、森林組合の理事会、総会で、県の意向に沿った解散とか吸収はしないということを決めたそうなので、それを受けて、じゃ、単独でやっていきたいということだけれども、どうやってやるんですかという話になりまして、正直言って今の体制では、全然事務が回せていないので、そこはやはり今の森林組合の人にやってくださいと言っても、やる人とか、能力的に

今の体制では難しいので、笠間市の笠間西森林組合の事例に沿って、ある程度事務ができる人を出してあげないと、立て直せないなというふうに私も考えていますし、森林組合のほうも組合長さんがそういうふうに考えて、要望書を出されて、それで今回、条例提出となっているわけでございます。

森林組合の組合員数とか決算書については、城里町役場が直接議会に出していいものかどうか悩みますが、ちょっと持ち帰らせていただきたいと思います。また出せるようであれば、後ほど提供させていただきます。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ、町長、森林組合員がいると思うんだよね。その人らが可決して、上の人解散しないだの合併しないだの、自分の意向で町にお願いして、町がそれと提携結んでやったとしたらば、農業法人でも何でも、これからみんな面倒見るんですか。農業法人で、牧草作っている農業屋さんに事務員がいないから、人派遣してくださいといったら、みんな派遣するんですか。そこら辺の農家やっている人の草刈りだけはやっているんだけど、事務員がいないからといったら。

それと同じで、やっぱり手を出さないで、それは県のほうの森林組合にお願いして、森林組合がやっぱり組合員に諮って、事務ができる人いますよ、組合員でも役員やっている人が。農協だの銀行にいた人らが組合員やっています、森林組合の中に。役員もやって、理事もやっている人が。そういう人が、事務できる人がいます。それが町の職員が、町の役場に入った人が、こういうことで派遣だからといって、辞令一つでそういう森林組合に行っているんだなんて話では駄目だ、やっぱり。

これは兵庫県と同じような話になっちゃうよ、町長1人で、これはみんなで決めてもらって、森林組合が答えを出す話で、上の理事長が反対だから何だからなんていう話じゃなくて、県を入れて、組合の組合員が決めるべき問題だよ。

以上。

○議長（三村孝信君） 答弁はいいですか。

○14番（小坪 孝君） いい。

○議長（三村孝信君） ほかに質問はございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 今、小坪さんが言うとおりであって、森林組合自体が自分たちが努力すべきですよ。何で町が、公務員として職員が入って、公務の職員として一生懸命入ったにもかかわらず、どうして森林組合なんか出さなくちゃならない。こういうことは、町が森林組合にアドバイスするんですよ。向こうの言いなりで、こうやって条例改正する、とんでもない話。

以上。

○議長（三村孝信君） 答弁は。

○ 1 1 番（関 誠一郎君） いいです。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

6 番加藤木 直君。

○ 6 番（加藤木 直君） ただいま森林組合は、どなたが事務を行っているんですかね。それと、何名ぐらい職員さんがいるのか。

それと、できれば、先ほども町長言われましたけれども、総会資料があれば、見せていただきたいなというふうに思います。

それから、今、関議員と小坪議員が言いましたけれども、どうしても職員が足りないということであれば、森林組合が雇えばいいんじゃないですか。当然、こちらから派遣すれば、派遣した人は派遣先で給料もらうわけでしょうから、ですから役場のＯＢさんとか、それから県のＯＢとか、そういう方を雇用すればいいのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。事務は誰がやっているんですか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっと固有名詞は避けますが、高齢の男性と、あと女性の補助の事務の方がいらっしゃるそうなんです、実際のところは組合員の名簿も、死亡している方とか、そういう方の更新ができておらず、実際山を持っている人に対する通知とか、そういうのも、残念なことに正確に届けることもできないような事務のありさまになっておりまして、仮に解散しようとしても、解散するための事務をやろうとしたら、きちんと名簿を更新したりとか、一定の事務作業が生じるんですが、そういったことも残念ながらできていない状況にあって、じゃ新たに雇うお金があるのかというと、決算書を見る限り、ただ決算書自体、城里町の決算書じゃなくて、あくまで、私が社長を務める団体でもないですから、町の資料じゃないんで、できれば森林組合から資料をもらってもらうのが一番いいんですが、決算資料を確認する限り、そんな何百万円も利益が出ているような状態ではないので、まともな事務の人を雇おうとしても、多分今の城北森林組合では雇えるような状況にないというふう思います。

だから、町から人を出さないんであれば、かなり大きな補助金を出してあげないと、パートさんじゃなくて、ある程度きちっと行政機関で経験があるような人じゃないと、恐らく事務できないんじゃないかと思うんですが、そういうことを考えると、金銭的援助をしてあげるか、人を出すか、事務はできないけれども解散まで何とかやってもらうか、どれかなんですが、ただ、解散しないということは彼らが決議したそうなので、彼らが理事会とか総会で城北森林組合を解散しないということは決議されたので、解散しない以上、手助けをする必要があると思うわけなんです、お金を出す前に人を出して、ちょっと中の事務を整理してからじゃないと、お金も入れられないというふうに思っております。

○議長（三村孝信君） 6 番加藤木 直君。

○ 6 番（加藤木 直君） 森林組合の監督庁というのはどこなんですかね。それで、今ま

で、現在まで、監督指導というのを多分やってきたと思うんですけども、私が考えるには、笠間西の森林組合と同じレベルにするのには、お金だけぶち込めばいいということじゃなくて、抜本的に中身を変えていかないと、同じレベルまでは多分いかないと思うんですよね。その辺のところ、町長、どのようにお考えですか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 同じレベルまでいくのは、本当に相当大変なことだと思いますし、笠間西森林組合も突然今の状態になったんじゃないくて、5年、10年かけて、あるいはそれ以上、適切な経営をずっとやってきて、今の笠間西森林組合の状態があるわけですから、城北森林組合がある程度まともな林業の事業を執行することができるようになるには、相当な年数がかかると思います。

今のところ、解散しないという決議していますけれども、ひょっとしたら事務を整理する中で、やっぱり吸収したほうがいいのかというふうに考えが変わるかもしれないし、ただ現時点では、解散しないと彼らは決めたわけですから、それは尊重して、まずは中の事務を整理しましょうと。そこから始めないと、にっちもさっちもいかないというか、本当に城北の山内の方は、一切森林搬出がなくて、全然配分金もない状態なわけですから、今のままの城北森林組合じゃ困るというふうに思っているんじゃないと思うんですが、そういうことで、城北森林組合を立て直すためにも、まずはちょっと、何度も言いますが、事務を整理しないと身動きが取れないので、こういった条例がまず必要となっているということだと思います。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 課長、いいですか。この森林組合の監督しているところは県ですか。町ではないですよね。県だと思ってしまうんですけども、監督行政はどこですか、官庁は。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 議員のおっしゃるとおり、県の森林組合がございますので、そこが上の管理組織となります。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ということは、監督指導は県が行っているということによろしいですね。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 指導等は県のほうで、やはり行っております。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） そうしますと、今回森林組合から、そういった事務員の派遣の要望があったと町長から言われましたけれども、これは県は全く関与していないというこ

とでよろしいですね。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） はい、そのとおりです。

ですから、県の森林組合のほうは盛んに城北森林組合に対して、解散しろ、解散しろというふうに圧力かけていたんですね。それを石川多聞さんが、下のほうの人に何も言わないで、ずっと……前理事長が、県と城北森林組合の間で、県としては城北森林組合に解散してほしいというような、そういう話があったのを、前理事長止まりで、下に下りていなかったようなんですね。

それで、そういう状態が数年続いていて、組合長が交換して、それで、そういう話があったということが急に明らかになって、そんな解散しろなんていう話は聞いていないよというふうに急に理事会で騒然となって、県のほうは、いや、前組合長には、城北森林組合、解散してくださいと言っていましたよなんて、でもそれ、聞いていないよということで、そういうやり取りがあって、全然、前組合長止まりの話で聞いていなかったけれども、じゃどうするということで、総会とか理事会とか行われて、それで、急に解散しろと言われても、そんなのは受け入れられないということで、解散しないということを議論の末、決めたんですね。

決めて、じゃこれからどうしようということで、でも、存続は決めたものの、自分たちでできないと、すぐに。ということで、どうすれば立て直せるかということで、まず事務処理をきれいにするところから始めましょうと。今のところは、決算は多分大丈夫だと思うんですが、少なくとも、会員名簿とかもめちゃくちゃですし、ほとんどまともな事務ができていないので、そこをちゃんときれいにしないと、次のステップにいけないというふうに考えております。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。

いずれにいたしましても、要検討ということかなというふうには思うんですけれども、終わります。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 今の人が何年この森林組合に関わっていたのかは、ちょっと私は不明なんですけれども、これまで町の城北森林組合として業務をしてきたわけですね。そういう人に対しての、頭だけ、こちら側だけでこういう話合いしていても、本人としては、なかなか納得できないというようなところもあるんだと思うんですよね、これだけやってきたのにという。

町に貢献してきたことというのは、例えばどういうものなんでしょうか。草刈りだけなんですか、本当に。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

委託事業で、農政課、その他の課から委託事業が出されているのかなと思います。また、補助金等で町から依頼して、森林の整備をお願いした経緯もございます。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 町に何年関わってきましたか、その方は。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 城北森林組合の方は、ずっと同じ方が今までやっているかなと記憶しています。

○8番（藤咲芙美子君） ずっとというのは。

○農業政策課長（興野隆喜君） 私の記憶にある中ですので、何十年とやっているのかなと思っております。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 上部のそういう状況が伝わっていなかったことによって、十数年、その方は必死になってやってきたわけですね。そういう方に対しての貢献度というか、そういうのはきちんとやっぱり、どういう形であっても尊重されるべきだと思うし、しっかりと受け入れた上で検討してほしいと思います。

ただ、ほかの議員さんたちが、これは県でやっていたことなのに、県でやればいいんじゃないかというようなことも言われているし、そこのところはさっと流さないで、しっかりと時間をかけて検討していただきたいなというようなことは思っています。

以上です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 意見が分かれちゃうんだけど、非常に残念だなと思う。

茨城県のほうで解散しろと言っているんだったら、やっぱり町も指導すべきだと思う。やっぱり県の意向に沿って指導する立場であると思う。あまり組合に関わらないほうがいいんじゃないかな。

解散しろという指導だったら解散して、やっぱりきちんと、組合長も替わったんだから解散できるでしょう、石川さんもいなくなったことだし。ぜひお願いします。県の意向に沿ってやってください。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 私も森林組合の組合員じゃないんで、その議決に私は入れないんです。そこは組合が議決して、解散するかどうか決めることなので。

外から私が見ていて、相談受けた感じでいくと、あまりにも強引に、県のほうが解散し

ろ、解散しろと圧力をかけるもので、逆に感情的に反発を買って、そんな急に解散しろと言っても絶対解散しないというふうに、こじれてしまったんじゃないかなというふうに、脇から見ていると見えます。

あまりにも、前組合長と話していて、もう握っていた話なんだと。急に組合長が替わったからって、急に解散しないと言われても困ると。前組合長は解散すると言っていたんだという形で、後任の人に急に話を浴びせかけるものだから、そんな話聞いていないということで、逆に解散しないという話になってしまったように見えるので、じゃそこで、町でまた浴びせかけて、解散しろ、解散しろというふうに、私はちょっと言えなかったですね。言うべきでもないですし、今もいろんな事業を委託をお願いしていて、急に森林組合がなくなっちゃうと困ってしまう面もありますんで、いろんなボタンの掛け違いがあって、こういうふうになったのかもしれませんが、存続すると、取りあえず彼らの中で意思決定がなされたので、それに対しては尊重して、手を貸してあげようかと。

まだ条例が通っただけで、人をまだ出すわけじゃないです、いずれ出そうとは思っていますが、まずは事務を整理するところからお手伝いしようかなと思っているところでございます。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 事務員1人だけ派遣して助かるんならば、再任用で退職した人を送ってやったらいいでしょう。役場の職員、採用した人、町で欲しくて取っている人を、それを派遣するということじゃなくて、役場を退職した再任用の人を事務として送ってやったらいいんじゃないの。それで助かるなら。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 再任用の方を行かせる場合も、出向の条例が必要と考えています。

完全に再任用も打ち切っちゃって、町との雇用契約を完全になくしてしまえば、条例がなくても行けますが、それは本人のいろんな給与とか福利厚生の処遇面を考えると、完全に町との雇用関係を切っちゃって行くんじゃないくて、今は定年延長で64、いずれ65まで定年延長がかかってきますんで、そういう、代々笠間西森林組合さんなどは、60歳で定年で、笠間市との契約が切れた笠間市の職員が森林組合に行ったりしていたそうなんです、今は定年延長の時代になったんで、それが時代背景でできなくなっているということとはご理解いただきたいと思います。

○14番（小坪 孝君） 町長、俺が言っていること分からないかな。

やっぱり町と森林組合は手を切って、やっぱりこれは森林組合が企業として生き延びるのには、ここで突っ放さないと成り立たないよ。これからそういう話になったら、今度は老人ホームでもどこでも手を結んで、みんな役場職員を派遣するようになっちゃうよ、人材不足で。

そういうことは駄目。やっぱりここで手を切って、冷たいようだけれども、やっぱり手を切って、行ったり来たりやるなんていうことは絶対やっちゃ駄目。

以上。

○議長（三村孝信君） 答弁はよろしいですか。

ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 今まで町長の答弁を聞いていると、森林組合の実態というものを全く把握していない。まだまだ表向き、頼まれたから条例改正しているんだというような感じですので。

それと、町が森林組合に除草工事、発注している側ですよ。これ、森林組合が除草工事やっている業者側ですよ。そういうところに職員を派遣する、みんな情報ばれればれないですか。こういうことをやっちゃ駄目ですよ。もう少し森林組合のこと、そしてまた、両者お互いに話し合って、煮詰めた中でやるべきであって、この条例改正は拙速過ぎます。

以上。答弁いいです。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第45号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第45号をご覧いただきたいと存じます。

議案第45号 城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、保育所等における3歳児及び4・5歳児の職員配置基準を変更するものです。

以上、議案第45号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、議案第45号説明資料1ページから4ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第45号に対するご質問をお受いたします。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 今、保育事業について、保育に携わっている人数が逼迫しているという事業所ってあるんですか。20人につき1人が今度、15人につき1人になっているよね。そういう事業所があるかどうか教えてください。

○議長（三村孝信君） 健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） 今現在、事業所のほうでも、なかなか保育士さんが集らないという事実はございます。町内でも、人集めに苦労している事業所もございます。

ですが、今現在は何とか、今預かっているお子さんを保育指導できるだけの人数はそろっています。ただ、ぎりぎりの状態であることは間違いございません。

○議長（三村孝信君） 11番 関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 確かに保育指導者を増やすということは、いいことだと思いますね。今日のニュースでしたっけ、保育所で1人死んでしまったという事例が発生しておりますが、非常に大変かもしれませんが、この人数を全うできるように、そしてまた、安心して保育を任せられるような体制をよろしくお願いいたします。

以上でいいです。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

8番 藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 確かに、20人から15人にしたり、30人から25人にということなどは非常にいいことだと思います。しかし、今保育士が少ない中で、保育士が確保できるのでしょうか。

この町のことも大事なんですけれども、一般的に保育士が少なくなっているような気がします。これは国で決めたことだから、しょうがないんだということであれば、しょうがないことなのかもしれませんが、当町としては、保育士が足りなくなるようなことはないのかどうかをお聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 健康福祉課長 飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） まず、今回の保育改正の基準の変更でございますが、実は、3歳児が20人、保育士さん1人ですね、4歳、5歳が30人を見ることができますという基準なんですけれども、昭和44年に公布されてございます。要するに半世紀以上、保育士さんの見られる人数というは変えておりません。そういう状態にありました。

時代の流れ、少子化の流れもあるかと思いますが、やはり安心してお子様を預けられる体制整備が、国としても急務であるというふうな判断だと思います。

先ほど、関議員さんからもお話がございましたが、こども園、保育所等で、残念な事故が結構起きたりなんかしていますので、確かに保育士さんは厳しい状況にありますが、やはり保護者のお気持ち等を考えれば、町としても一生懸命、体制を整えるようにサポートを各園に対して行っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第46号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第46号をご覧いただきたいと存じます。

議案第46号 城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、町の条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、特定教育・保育施設等における重要事項の提供方法について、追加等をするものです。

以上、議案第46号についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、議案第46号説明資料1ページから6ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第46号に対するご質問をお受いたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 重要事項を決めると、重要事項の提供というようなことなんです。この重要事項というのは、いまいち説明文書では、なかなか私はつかみ切れないと思います。

ただ、概略的に私が想像するに当たっては、紙で伝えるのではなく、パソコンとか携帯、メールなどでよくなる、伝える。簡単な連絡はメールなどではよいけれども、施設の事故、事業、内容などは文書またはメールで伝える。これを保護者とか相手に、利用者とかに承諾を得るということではないかなと。あと、提供を受けない申出があった場合は、この限りでないということなんです。いまいち、具体的にぽんぽんぽんと分かりやすくなるような、そういう説明って、簡単にしていただけませんか。

○議長（三村孝信君） 健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） では、簡単にというお話でございましたので、まず、重要事項とは何かというお話をしたいと思います。

ここにございますが、これ、ななかいこども園のしおりです、入園のしおりですね。これを重要事項と呼んでおります。具体的には何が書かれているかというと、保育時間、朝7時から夕方6時までお子さんを見ますよとか。1日、登園してから夕方まで何をやるかというスケジュールでございます。あとは年間の行事予定、あと、入園に当たりまして、保護者がお子さんの、例えば通園かばんを用意してくださいとか、手拭きタオルを用意してくださいとか、あと、着替えとかおむつ等を用意してくださいみたいなことが書いてあります。これは多分どこの園でも、お子さんを入園させるときに、紙ベースでお配りしているものです。

それが今回、この改正によりまして、どうなりますかといいますと、藤咲議員さんのお見込みのとおり、これを紙ベースじゃなくて、今度、パソコンなりスマホでも見ることが

できるようになりますよという改正です。

ちょっと文言はすごく、確かに難しいんですけども、今まで紙ベースで渡していた入園しおりを、パソコン、スマホ等から見るができますというだけの改正でございます。

簡単にご説明させていただきますと、このようになります。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） これで、承諾を得るとかという言葉がここに入っていますけれども、承諾を得るといえるのはどういうことなんでしょうか。

○議長（三村孝信君） 健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） 承諾等もあるんですけども、具体的には、いろいろやり取りができるサイトがございます。例えばインターネットで、今まではできなかったんですけども、今、マイナポータルサイトというところからの申請ができます。それによって、保護者とパソコンなりスマホなんかでやり取りができて、それで承諾を、今までですと、紙に署名捺印というのが基本だと思うんですけども、今度はそれに代えて、全て応諾もネットでできるようなシステムになっていくというお話でございます。

以上です。

○8 番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第47号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第47号をご覧いただきたいと存じます。

議案第47号 城里町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法の一部改正により条ずれが生じたため、町条例の一部を改正するものです。

以上、議案第47号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、議案第47号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第47号に対するご質問をお受いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第48号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第48号をご覧いただきたいと存じます。

議案第48号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります、国民健康保険法の一部改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、罰則規定を廃止するものです。

以上、議案第48号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、議案第48号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと存じます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第48号に対するご質問をお受いたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは国保条例の一部改正ということで、罰則15条、届出をせず、もしくは虚偽の届けをした場合ということなんですけれども、これは応じなかった場合、10万円以下の過料に処するということなんです、これというのは、保険者証の廃止をされることに伴いということなので、紙の保険証があるときには、こういう保険証を返還しなさいというようなことに応じなかった場合は、罰則をするというような内容だと思うんですけれども、これが、紙の保険証が12月2日からマイナンバーカードになると。それに乗じて、これが変わったということなんだと思うんですけれども、結局、この10万円以下の過料に処するというのは継続されることなんです、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） ただいまのご質問について回答いたします。

主な改正点の概要についてご説明させていただきます。

要点といたしましては、12月2日から、従来の健康保険証からマイナ保険証に切り替えることから、現行の紙の健康保険証の返還を求めても応じない場合におきまして、10万円以下の過料に処する規定を削除した条例になるものでございます。

現行の条例ですと、世帯主が届出をしなかった場合もしくは虚偽の届出をした場合または健康保険証の返還を求めても応じない場合の3点の事由につきまして、10万円以下の過料に処する、現在は条例となつてございます。改正後につきましては、届出をしなかった場合または虚偽の届出をした場合の2点の事由につきまして、10万円以下の過料に処する条例に改正するものでございます。

いずれにしても、12月2日から、紙の健康保険証からマイナ保険証に切り替わることで、3点の過料から2点の過料を求めるということで、条例改正する予定でございます。よろしくお聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） じゃ、マイナ保険証になっている人は、マイナンバーカードを持っている人は紙の保険証を返しなさいということが、一つ問題になりますよね。

それから、保険証を返還しなさいというのは、これまでも全員が返還していたのでしょ

うかというのが2つ。

それから、返還しない場合も10万円取られていたんですか、お聞きします。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） これまでには、実際にそういう10万円返還したという事例はございませんでした。10万円の過料の、そういう事例はございませんでした。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ということであれば、これまでは、10万円の過料を科すと書いてあったにもかかわらず、そういうものはやらなかった。今回、12月2日にマイナンバーカードに替わることによって、返還しなければ10万円の過料を科すということになるんですか。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） またちょっと繰り返しになってしまいますが、現行の被保険者証の返還を求めても応じない場合において、10万円以下の過料に処する規定を削除した条例に今回なるものでございます。説明不足で申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。納得。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第49号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第49号をご覧いただきたいと存じます。

議案第49号 城里町行政組織の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、上下水道の課題に効率的かつ機能的に対応し、持続可能な組織体制と経営基盤の強化を図るため、令和7年度から水道課と下水道課を統合することに伴い、関係条例について所要の整理を行うものです。

以上、議案第49号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、議案第49号説明資料1ページから4ページをご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第49号に対するご質問をお受いたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは、上水道が下水道に統合するのでしょうか、下水道が上水道に合併するのでしょうか。どちらにしても合併になるんだと思うんですけども、これは企業会計になるのでしょうか。運営はどのようになっていくのでしょうか。上下水道が統合された場合、人員は削減されますか。

以上、この2つだけ、お願いいたします。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまの藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の上下水道課の統合につきましては、現在の水道課また下水道課が、それぞれ現状の形で統合するという形になっております。

統合後につきましては、水道事業につきましては水道事業、下水道事業につきましては下水道事業という形で、上下水道課の中に各水道部門、下水道部門の事業を行う部署があるという状態になっております。

また、人力的なことについてのご質問でございますが、現時点では、正確に申し述べることは差し控えたいとは思っておりますが、現状の人員を維持できるようにしたいというふうに考えてはおります。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 現状が維持できるようにして、上水道、下水道がそのまま残るんであれば、なぜ統合する必要があるんですか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） それでは、ご質問に回答させていただきます。

今回の上下水道の合併は、人員削減を目的としておりません。むしろ業務の効率化を目指しております。

例えば道路工事に際して、下水道工事と水道工事が同時に発生することが非常によくあります。そういった中で、上下水道それぞれの課が別々であることで、まず都市建設課と業者さんで打合せをやって、次の日に水道課と業者さんで打合せをやって、また別の日に下水道課と業者さんで打合せをやってと、そういうふうなことが実際、今行われておりまして、同じ現場の工事であるにもかかわらず、課が分かれていることで、何度も何度も役場と業者さんで打合せをしたりしています。

都市建設課も一緒にしちゃえば、1回で済むのかもしれませんが、でもやっぱり、企業会計と公共事業は違いますので、下水道工事と水道工事が同時に行われることって結構よくあるんですね。そういったときに課として一つであることで、一緒に同時に打合せがしやすくなったりとか、今も連携すればいいと言われればそうなんですけど、でも1人の課長の下に人員がまとまることで、より上下水道の工事などを連携・一体的に行うことができるようになるというのが、一つのよいことだというふうに思っております。

あともう一つは、漏水事故などが発生したときに、深夜でも休日でも水道課は出ていかなきゃいけないんですが、水道課の人員6人とか7人だけで、しかも工務をやる男性職員、男性と言っちゃいけない、女性でこれから公務をやる人も出てくるかもしれませんが、工事をできるような職員が数人しかいない中で、土日でも休日でも何でも、当番でやってい

なきゃいけないんですが、非常に今少ない人数で、深夜でも休日でも対応しているわけなんです。

一方で下水道は、どちらかというと、そういった対応がないんですが、上下水道一体になって、課としての人員が増えることで、そういった漏水事故が深夜とか休日に発生したときに、出ていける人が増えるということで、大洗でも大きな漏水事故があったりしましたけれども、そういった漏水事案に対する人員の動員力を高めるために、上下水道一体になって、組織を大きくしておくという狙いもございます。

あともう一つは、これから老朽管の更新とかで、水道課の仕事がこれから一時的に増える可能性があるんですが、下水道の仕事は、一方で減るところがございます、一時的かもしれませんが。例えば、来年度の下水道の新規の着工の工事は、ほとんど見込まれていないぐらいですね。下水道は、今の上入野と流域下水道の統合の事業がもうちょっとで終わると、磯野の下水道が始まるまで数年間、事業がかなり急激にないと、落ち込むということも下水道事業のほうでは見込まれるので、一方で水道課のほうは、漏水事故とかを防止するために、これからちょっと漏水管の更新とか、あるいは県との事業統合に向けて、業務負荷がかかってくることが見込まれるので、そういった意味で、ちょっと仕事の負荷が大きくなる水道課と、仕事の負荷が減っていくことが見込まれている下水道課という状況なので、2つを一つにすることで業務を平準化して、一人一人の負担が過剰にならないように組織を一つにまとめて、みんなで忙しい仕事を負担していくと、そういう体制をつくると。そういったことを狙いとして、上下水を一体にしようというふうに思っております。

決して人員削減を意図した統合ではないということは、はっきり申し上げておこうと思います。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 業務内容は分かりました。

ということであれば、水道事業に関わる人員を、技術者をもっともっと増やすべきだったのではないだろうかということが、ちょっと頭に浮かんできます。それは、町長の職員をどのような形でつくっていくのかということの問題にも関わってくるかと思います。

それと、これって、厚労省から国交省に変換したことというのは関わりはあるんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 直接そのせいで合併したというわけではないんですが、確かに補助金の申請は今までが、水道は厚生労働省で、下水道は国交省だったんですが、今年から国交省に統合されたので、水道も下水道も国土交通省の傘下に入ったので、上下水道課としての事務は、やりやすくなっているのは間違いないんじゃないかなと思います。所管官庁が一つにまとまっていますんで。

○8番（藤咲芙美子君） 町長のやり方については。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 水道の人員育成ということでございますが、水道の技術管理者が不足しているということでありましたので、ここ２年連続で資格取得のための人員派遣を行って、水道管理技術者の育成には努めてきたところでございます。

それに加えて、２つの課を統合することで人員に厚みを増して、より一層安全な水の安定供給に資するものとしていきたいと思っております。

○議長（三村孝信君） ８番藤咲芙美子君。

○８番（藤咲芙美子君） 広域化が目的であるというようなことも考えているという答弁いただきました。

これからどういう形になるのか、そういうふうには合併した上での、一緒の事業になってしまうのかなというのはあるんですけども、きちんとごまかされないようにしたいと、私たちは目を光らせていきたいと思います。

全部企業会計になってしまうということも感じていますので、分かりました。ありがとうございました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第50号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第50号をご覧いただきたいと存じます。

議案第50号 城里町桂町民センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。地方自治法第244条の２第１項の規定に基づき、設置及び管理に関する事項を定めるものです。

現在の仮桂支所を桂公民館に支所機能を移転し、施設名称を桂町民センターとするものです。

以上、議案第50号についてご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第50号に対するご質問をお受いたします。

８番藤咲芙美子君。

○８番（藤咲芙美子君） 今の仮支所から、桂町民センターという名前に変更になるんだと思うんですけども、条例の６条、７条について、どのような運営になるんでしょうか、お聞きいたします。それから、９条の使用料を免除、10条の使用料は還付しないとは、どのようなことなんですか、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまの藤咲議員のご質問にお答えいたします。

今回、仮桂支所を桂町民センターに変更するということでございますが、大きな変更点につきましては、支所の所在地を変更するというものが大きな変更となっております。

また、内容につきましては、先ほどの6条、7条、そのほかにつきましては、現在町民センターとなっておる七会町民センターと同様の基準ということになっております。使用料等につきましても、現在、桂公民館の使用料からの変更等はございません。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 今言いました9条の使用料免除、10条の使用料は還付しないというのは。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまのご質問に、引き続きお答えいたします。

使用料等の還付や免除につきましては、現行の規則に基づいたものと同様となっておりまして、使用料の還付等につきましては、現在も施設の使用につきましては、事前に料金を支払っていただいております。一度申込みをしていただいて、予約または使用が完成して、使用料をお支払いいただいたときには、その後キャンセル等になった場合にでも、使用料はお返しできないというようなものになっておりまして、こちらにつきましても、現行の規定のままということでございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 七会町民センターと同様ということであれば、これは指定管理ではないということですね。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

桂町民センターの運営につきましては、町が直接運営するというものになっております。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） この支所について、やっと入札が落札して、業者が決まったというような状況であります。実際に今、図書館の2階を使っているわけですが、今後それに伴って、図書館の2階の用途、何か考えている案があるかどうか、教育長からお伺いしたいと思います。

○議長（三村孝信君） 教育長添田 智君。

○教育長（添田 智君） 桂支所が今入っている2階が空いて、その後どう使用するのかというお話、ご質問でございますが、現在、学校図書館協議会で出ている案としては、例えばあそこを学習室のようなもので、町民の方々あるいは学生さん、小・中学生が、そこへ来て勉強ができるようなスペースになるといいのではないかなという案が出ております。

今後、実際にそのスペースができるということでありますから、さらに図書館協議会等で十分に検討していきたいと、有効な活用を図っていきたいというふうに考えています。

○議長（三村孝信君） 11番 関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） ありがとうございます。

私も、やっぱり中学生、高校生の勉強の場というのが、一番すばらしいのかなと思います。なぜなら、水戸市民会館、夕方行ったことがありますか。2階、3階のロビーは、高校生が勉強しているんで、目いっぱい、すごい反響ですよ。

ですから、そういう学習の場として、できれば教育委員会のほうで考えていただきたいなど。喫茶店にならなくてよかったです。

以上、いいです。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第51号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第51号をご覧いただきたいと存じます。

議案第51号 城里町桂町民センターの設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。桂支所及び桂公民館を廃止し、桂町民センターを設置することに伴い、関係条例について所要の整理を行うものです。

以上、議案第51号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、議案第51号説明資料1ページから7ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第51号に対するご質問をお受いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第52号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長 大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第52号 町道路線の変更についてであります。道路改良工事に伴い、大字石塚地内の町道1082号線の終点を変更したいので、道路法第10条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更点については、こちらにあるとおり、終点、石塚2497-1地先から2497-6地先へと変更するものでございます。

詳細については、議案第52号説明資料をご参照ください。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第52号に対するご質問をお受いたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） もう一度確認いたします。

これは、おひさま学童クラブと石塚小学校の体育館の間の道路ということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問のとおり、場所についてはそのとおりでございます。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 住民の反対意見はなかったのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えいたします。

ここの1082号線については、概成している路線について、一部地域住民から反対の声はございました。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 何名ぐらいの反対意見があつて、どのような状況で出ているのか。それに対して、町としてどのような対応したのか、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ちょうど小学校の裏側になる路線の部分について、複数軒の方から意見ということでありました。

町といたしましては、ここの町道についてですが、もともと行き止まりとなっている町道でございましたので、災害や救急等の有事の際の車両通行の確保及び公共施設周辺の道路交通の利便性を図る上で、町として事業の必要性は高いものと考えて事業化しております。

また、近隣住民の方に関しては、再度お問合せ等があつた場合には、丁寧な説明をして、今後も事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 反対意見に対して、どういう対応をというのは、丁寧な説明、これは一人一人説明するのでしょうか、それとも集団で、町できちんと集まってもらって説明するのでしょうか。

ここの道路については、私が一番最初、石塚小学校のプールを修繕しろと言ったところから、即解体しますと。それで、空き地になって、駐車場になって、それで、道路を造るということになったようなんですけれども、ちょっと納得がいかないような状況なんです。丁寧な説明とはどういうことなんでしょうか、どういう形で反対が出たのでしょうか、具体的に分かれば教えてください。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） お答えいたします。

反対の意見の声といたしましては、もともと行き止まりの町道であった部分において、今まで決められた、住んでいる方しか通行していなかったものに対して、車が通ることによる車の音、また、人がいっぱい通ることによる治安の悪化があるんじゃないかというお話がございました。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） まだ回答になっていません。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） お答えいたします。

今回この道路に関して、通常であれば、地権者等のご説明があるんですが、今回この路線に関しては、当該部分について、地権者の発生はございません。

また、道路についてですけれども、一部住んでいる人だけが通るものではない部分もございますので、町としても、道路が始点から終点まで、町道もしくは国・県道に接続して使っていくことが、公共の利便性を高めるものとして考えております。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 確かに利便性といえば利便性なんですけれども、反対意見の人たちに対して、どういう対応していくのかというようなことが、やっぱり重要な問題だと思うんです。そこら辺のところを、しっかりと対応していただければいいかなと思っています。

これは、おひさま学童クラブができたことによって新しく造られた、考えられた道路ではないかなと思うんですけれども、そういうことはあるんでしょうか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） お答えいたします。

先ほども最初の答弁でありましたとおり、町としても、小学校もあり、町としての公共施設がございますので、それも含めた交通の利便性を図るために、政策的に実施しているものと考えております。

以上です。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） これ、課長に聞きたいんですけれども、当初計画があったときに、後ろの自治会の方から反対署名が出て、それ私、見ています。区長さんとも行き会いました。区長も反対していました。最初のスタート、区長要望なのか、町長要望なのか、

その点お伺いします。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） お答えいたします。

先ほども一度答弁しておりますが、町としても政策的に考えて、実施している事業でございます。

○議長（三村孝信君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） そうすると、町長の主導で計画をしたといっても間違いないですね。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） お答えいたします。

町として政策的に考えて実施しているものと認識しております。よろしく申し上げます。

○議長（三村孝信君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） この反対署名が出た経緯、私、二、三年前かな、地域の方と行き会ってきたんですけれども、今まで車の通りがないところに、この後ろに不動産業者が開発していると。なぜ不動産業者のために、こういう道路を造らなくちゃならないんだと、全く説明もないまま町が進んでいる、これは納得しないという声がいまだにあるんですよ。これ、不動産業者のための道路でしょう。やっぱり業者に向けた町の動きは絶対駄目ですよ。

1回、この裏のほうで、土地開発の問題で、水道管の布設替えと、今100ミリ入っているのを150ミリ、なぜそういう話が出たかという、不動産業者が2,000平米超えると、水道管を150ミリにシなくちゃならないという決まりがあって、そうやったんだと。結局それは、町長が頼まれて、そこだけ150ミリにするんだ。私、あのとき反対して、それは結果的にはできなかった。

だから、こういう道路を造る場合には、もっと住民と真摯に向かって話し合って、そして解決した中で、こういう道路行政をやるべきであって、町が単独で走るものではない。町長、駄目だよ、こんなの単独でやっちゃ。

答弁はいいや。いいです、以上です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 今の話聞いていて、非常に残念だなと思うの。これ、道路作るのに、住民の要望書が出ていない、反対署名ばかりだ。そういう中で、何で道路を作るのか。

城里町の道路を見てみてください。草だらけ伸ばして、刈りもしない、管理もしない、こんな町ないよ、どこ行ったって、水戸から来たら草だらけで、どうしようもない。管理もできないような町道なのに、ここへ道路作ったら、また誰が管理するんだ、これ。

それで、町長が何で、道路買うのに、ここ道路広げましょうなんて、町長が営業になって、課長より先に動いているんだ。そういうのもおかしいんじゃないか。値段は町長が出して、予定価格出したって、議員だって逮捕される今の時代だよ。それなのに執行者が、ここ道路、土地売ってくださいなんて歩いているような町はないよ。茨城県でどこかあるんなら、先に言ってみてくんちょ。

そういうごたくな町ない、町長が道路広げますから売ってくださいなんて歩いているような、課長、しっかりしろ、自分が担当でやっている町なのに、道路作るなら課長が一生懸命動くんじゃないか。俺だって協力してやっているんだね。それなのに、何でいち早く、予算も出ていないような道路を町長が動くんだよ、土地売ってくださいなんて。

議会にも承認されていない、予算も取っていない、それなのに町長がいち早く、土地売ってくださいなんて、道路を広げますよなんて、そういう町はない。もっとしっかり草でも刈って管理しろよ。

以上、答弁はいい。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第53号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第53号 町道路線の認定についてであります、大字増井地内の経営体育成基盤整備事業に伴い、町道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

こちらにあるとおり、町道4路線の部分でございますが、詳細については、議案第53号説明資料をご参照ください。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第53号に対するご質問をお受いたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは、かなり大々的に規模が整地されるということです。

確かに運営自体はよくなると思うんですけども、担い手はどのように確保するんでしょうか。それから、圃場など整備で、規模の拡大化になると思うんですけども……

○議長（三村孝信君） 藤咲議員に、ご質問中ですが、申し上げますが、これは道路の認定ですので、農業認定とは違うので、ご質問の趣旨を変更してください。

○8番（藤咲芙美子君） 道路の拡張。

○議長（三村孝信君） 路線認定です。

○8番（藤咲芙美子君） 失礼しました。いいです。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第54号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 議案第54号でございます。茨城租税債権管理機構規約の変更についてであります。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、茨城租税債権管理機構規約を変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、4ページの新旧対照表をご覧ください。

以上、議案第54号についてご説明いたしました。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第54号に対するご質問をお受いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後は議案第55号より再開をいたします。

午前 11時53分休憩

午後 1時00分開議

○議長（三村孝信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番鯉淵議員が所要により早退しております。

これより議案第55号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第55号 令和6年度城里町一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,590万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ115億3,138万8,000円とするものです。

第2条、地方債の補正であります。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入、11款地方特例交付金、1項地方特例交付金であります。既定額に155万9,000円を追加するもので、個人住民税減収補填特例交付金の確定によるものです。

12款地方交付税、1項地方交付税であります。既定額に6,337万5,000円を追加するもので、普通交付税の確定によるものです。

16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に115万円を追加するもので、自立支援給付費負担金の増によるものです。2項国庫補助金であります。既定額から

1,773万5,000円を減額するもので、主なものは過疎地域持続的発展支援交付金、学校施設環境改善交付金等の減によるものです。

17款県支出金、1項県負担金であります。既定額に57万5,000円を追加するもので、自立支援給付費負担金の増によるものです。2項県補助金であります。既定額に15万円を追加するもので、鳥獣被害防止総合対策整備交付金の増によるものです。3項委託金であります。既定額から47万7,000円を減額するもので、市町村事務処理特例交付金の減によるものです。

20款繰入金、1項特別会計繰入金であります。既定額に74万3,000円を追加するもので、後期高齢者医療特別会計繰入金の確定によるものです。2項基金繰入金であります。既定額から8,876万8,000円を減額するもので、森林環境譲与税基金繰入金の増、財政調整基金繰入金の減によるものです。

21款繰越金、1項繰越金であります。既定額に3億9,410万5,000円を追加するもので、前年度繰越金の確定によるものです。

22款諸収入、5項雑入であります。既定額に736万5,000円を追加するもので、負担金・補助金返還金の確定によるものです。

23款町債、1項町債であります。既定額に386万2,000円を追加するもので、主なものは過疎対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債、教育施設整備事業債の減、合併特例債事業債、脱炭素化推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債、臨時財政対策債、消防事業債の増によるものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

歳出であります。1款議会費、1項議会費であります。既定額から530万円を減額するもので、主なものは人件費の減によるものです。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額に2億5,964万4,000円を追加するもので、主なものは財政調整基金積立金等の増によるものです。2項徴税費であります。既定額に50万円を追加するもので、人件費の増によるものです。3項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から360万円を減額するもので、人件費の減によるものです。

3款民生費、1項社会福祉費であります。既定額に2,336万2,000円を追加するもので、主なものは人件費の増によるものです。2項児童福祉費であります。既定額に158万2,000円を追加するもので、主なものは人件費の減、児童福祉総務費の工事請負費の増によるものです。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額に4,501万5,000円を追加するもので、主なものは国民健康保険特別会計繰出金、国庫補助金・負担金の増によるものです。2項清掃費であります。既定額に20万円を追加するもので、人件費の増によるものです。3項上水道費であります。既定額から1,100万円を減額するもので、水道事業会計補助金の減によるものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費であります。既定額に971万円を追加するもので、主なものは人件費及び県補助金返還金の増によるものです。2 項林業費であります。既定額に66万円を追加するもので、林道維持補修費の増によるものです。

6 款商工費、1 項商工費であります。既定額から2,000万5,000円を減額するもので、主なものは用地購入費及び物件移転補償費の減によるものです。

7 款土木費、1 項土木管理費であります。既定額から520万円を減額するもので、主なものは人件費の減によるものです。2 項道路橋梁費であります。既定額に5,204万円を追加するもので、主なものは維持補修工事費及び新設改良工事費の増によるものです。3 項河川費であります。既定額に537万6,000円を追加するもので、改修測量設計費及び維持補修工事費の増によるものです。

4 ページになります。

4 項都市計画費であります。既定額に41万4,000円を追加するもので、人件費及び公園維持補修工事費の増によるものです。5 項住宅費であります。既定額に1,018万7,000円を追加するもので、主なものは町営団地解体工事費の増によるものです。

8 款消防費、1 項消防費であります。既定額に412万円を追加するもので、消防消耗品購入の増によるものです。

9 款教育費、1 項教育総務費であります。既定額から19万1,000円を減額するもので、主なものは人件費の減によるものです。3 項中学校費であります。既定額に878万9,000円を追加するもので、空調実施設計委託費の増によるものです。4 項社会教育費であります。既定額に237万6,000円を追加するもので、主なものは人件費の減、施設修繕及び照明工事費の増によるものです。5 項保健体育費であります。既定額から1,277万5,000円を減額するもので、主なものは施設改修工事の減によるものです。

5 ページをご覧ください。

第2表地方債補正であります。

変更につきましては、合併特例事業債は、道路改良工事に2,760万円追加し、道の駅かつら移転整備事業を1,850万円減額、過疎対策事業債は、行政キオスク導入事業、道路舗装修繕事業の減で700万円の減、公営施設等適正管理事業債は、ホロルの湯改修事業440万円の減、脱炭素推進事業債は、テニスコート及び常北福祉センターのLED化に960万円の増、緊急自然災害防止対策事業債は、護岸改修の増、落石防止及び道路補修の減で110万円の増、臨時財政対策債は、発行可能額の増で36万2,000円の増、緊急防災事業債は、中学校武道場空調設備事業の増で860万円の増、学校教育施設等整備事業債は、財源変更により1,350万円の減として、386万2,000円の増額補正とするものです。

以上が、議案第55号 令和6年度城里町一般会計補正予算（第4号）につきましての説明になりますが、詳細につきましては、6 ページから26ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

ます。

○議長（三村孝信君） これより、議案第55号に対するご質問をお受いたします。

6 番加藤木 直君。

○6 番（加藤木 直君） それでは、一般会計補正予算の概要のほうで質問したいと思います。

まず、まちづくり戦略課、通し番号1 番の移住促進PR 事業なんですけれども、これは映画館で、いつ頃から始めるのか。

それと、2 番のホロルの湯シューズボックスの更新事業なんですけれども、シューズボックスが老朽化しているということ、さらに付近の床を貼り替えするということなんですけれども、たしか次年度、大規模改修があるというようなお話聞いていますけれども、これは大規模改修までは間に合わないということなのかな。

取りあえず、通常の家庭でも改修するときに、じゃ玄関だけ先に直しておこうとかいうことをしないので、幾らかごまかしながらも、そこまで持って行って、一気にやったほうがよろしいのではないかなというふうに思いますけれども、以上2 点を、まちづくり戦略課、取りあえず答弁をお願いいたします。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） ただいまのご質問でございますが、1 点目の移住促進PR 事業でございますが、こちらについては、6 月の議会以降だったものですから、議会へのご説明がちょっと漏れておりまして、申し訳ございません。

6 月末から9 月末までの約3 か月にかけて、当初予算で組んでおりましたPR 事業ということで、映画館での動画上映をしております。水戸市内とひたちなか、合計3 館、合わせて3 か月ほど、今実施しておるところで、こちらについては、町の公式ユーチューブとか町のホームページのスライドショーのところで再生ボタンをクリックしていただくと、ご覧になれるんでございますけれども、保育料無料、在宅保育の助成、給食費の助成と小・中学校の完全無償化、水戸市内とか近隣の高校の通学を含めた定期券等の助成について、30秒の動画を流しているところでございます。

今回の補正予算に関しましては、好評と見受けられるものですから、第2 弾ということで、歳末・新春上映に際して、同じようなPR 戦略をしたいと考えている予算を組んでおります。いつからというようなことで、年末にかけて2 回目の動画放映をしたいというようなことでございます。

2 点目、ホロルの湯シューズボックス更新事業でございますけれども、現在のシューズボックスについては、施設オープンから20年を経過しまして、鍵がないシューズボックスが多かったり、ドアの破損等も見受けられるスチールのボックスでございます。

家の玄関もそうなんです、施設玄関は顔という位置づけもございます。施設の顔のシューズボックス等を新しく更新するための予算を組んでおりまして、床貼りと併せて、大

規模改修でできるのではないかというお話ですが、床貼り等も玄関に併せたスペースの部分でございますので、1週間とかの定期休館のときに実施したいと考えているところでございます。

なお、大規模改修等につきましては、機器類とかボイラーも含めた大規模の修繕等を見込んでいるところでございまして、こういった簡易なものについては、通常の休館の間で行いたいと考えているもので、その予算を504万9,000円ということで見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ありがとうございます。

まず、促進事業、PR事業なんですけれども、これ、今まで3か月かな、やって、私もやっているというのを聞いているんですけれども、実際に携帯でも見ました。

効果は、課長としては、お金数百万円かけて、効果はどうかかなと、あるのかなというところなんですけれども、課長の見解で結構ですので、どうですか、これは。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） 引き続きお答えさせていただきますと、完了検査ではないんですが、私もどういう具合で流れているのか、映画館のほうに足を運んだわけですが、そのとき館内のお客様からも、驚きの声というか、ああそういうことをやっているのかというような声が聞こえました。

これが如実に移住促進に即効性があるかというのは、ちょっとお答えはできないんですけれども、かなりの反響があると見込めますし、1回当たり上映、全館で行っていただいて、1日4回上映あるとすれば4回、それも全ての館で行っているというようなこともあって、延べにすれば何万人というお客様が目にするかと思えます。

数年後にはなるかもしれないんですが、効果は見込めるのではないかと考えているのですが、ちょっと客観的な数字ではなくて申し訳ございません。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ありがとうございます。

確かに私も、こういったことが反対だと言っているわけじゃなくて、やってみて、それで、いつまでも効果あるのかないのか分からないにやらないで、やはりやってみて、数年やって、駄目ならすぐに手を引くということが大事なんじゃないかなというふうに思うんです。

というのも、よく私も開発公社の、一般質問の中でやりますけれども、いろんな事業、開発公社もされていますけれども、意地でもやってやるというの、これは絶対駄目だよ。駄目ならばすぐ手を引くと。やっぱりそういったこともよく検討して、引き際も肝心ですから、各事業、よろしくお願ひしたいと思えます。

それと、シューズボックスの件なんですけれども、私個人としては、現況ちょっと、どういう状況かというのを見ていないので分からないけれども、この数字を見たときに、大規模改修、次年度聞いておりますので、だったらこのときでよろしかったんじゃないかなと、ちょっと思っていたんですけれども、こういったことに関しましては、今回また一般質問の中でも、開発公社の件も行いますので、そのときいろいろ話をしたいなというふうに思います。

次に、総務課ですけれども、4番の消防の水利看板更新ですかね、これ、常北地区を行うと。経年劣化しているということなんですけれども、他の桂地区、七会地区についてはどうなのかと、今後こういったことを継続して、ほかの地区もやるのか。

実際には、常北もそうなんですけれども、旧桂、旧七会地区においても、ホースなんか格納しているところがあると思うんですけれども、旧町村の名前がいまだにぼんやりと入っている部分があるので、こういったところもよく改善をしていただければなというふうに思っております。総務課長、よろしくお願いします。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいまの加藤木議員のご質問にお答えいたします。

今回、補正予算に上げている消防水利の標識板、水利板の看板の設置工事につきましては、まず今回、常北地区ということで、120か所ほど予定をしております。今後さらに、桂地区、七会地区においても、同様の老朽化が進んでいる標識板等もございますので、継続的に整備をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ありがとうございます。今後とも、よろしく願いをいたします。

次に、財務課でございますけれども、通し番号5番の財政調整基金の積立金ということで、これは大変額の大きい金額なんですけれども、残額の特にこういう部分、款項目節の款の部分で結構ですので、どの部分が多かったのか教えていただけますか。

それと、6番の町有地の駐車場整備事業ですけれども、これは栗の集落センターのところかな、利用状況等から舗装工事が必要なためというんですけれども、利用状況はどういった利用状況なのか、教えていただきたいと思います。

それから、7番の地籍調査の事業でございますけれども、これ、地籍調査の成果に関わる誤り等の訂正申請ということなんですけれども、この具体を教えていただきたいと思います。

以上3点、課長、お願いします。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 加藤木議員のご質問にお答えいたします。

5番、財政調整基金の積立金ということなんですが、一応法令で、地方自治法及び地方

財政法の規定の中で、余剰金、繰越金の半分以上の額を積み立てなさいという決まりがありまして、それに合わせて、今回の2分の1以上ということで、2億4,710万円を積み立てるものでございます。

6番なんですが、利用状況ということですが、粟集落センターは学校通学バスの停留所になっております。そのお子さんを送迎するために、父兄の方が駐車場として利用していて、雨の日にはぬかるんで仕方がないという要望が出ましたので、舗装して、雨の日でも乗り入れられるようなという形で計画いたしました。

7番の地籍調査事業ですが、国調の誤りであるという申請が出ましたので、それが明らかになりましたので、修正申請をするもので、そのための測量と登記の費用でございます。塩子地区になります。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 5番の基金の積立てなんですけれども、2億5,000万円近くあるんですけども、最終的に使わなかった部分が5億円程度ありますよね。その使わなかった部分もしくは余剰だった部分というので、大きな部分はどの辺なのかなと、款の中で結構です。それは分からない。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 余りが多かったということなんです、5年度の決算の中での余剰金になりますので、その決算書の中で調べてお答えしたいと思うんですが、決算のほうで。そのときにお答えする形にしてください。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 次に、健康福祉課の通し番号9番の石塚開放学級の駐車場整備事業、これ3年か4年前に、たしかやったような気がするんですけども、前に行っていないですか、三、四年前に。課長、お願いします。

○議長（三村孝信君） 健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） ご質問にお答えしたいと思います。

石塚開放学級、工事終了後に、前の部分は工事を行っております。980万円を実施しています。事業年度なんですけれども、手元にはないんですけども、恐らく令和2年か3年にやっていると思います。

ここに、今回要望した駐車場なんですけれども、今回ちょっといろいろ、うちのほうで内部検討したんですが、周りを全面的にもう一回見直して、前回工事をやったのは石塚開放学級の前の部分なんです、今回北側の、今舗装がごちゃごちゃになっている部分があるんですけども、そこの部分を舗装しようと考えております。面積が1,268平米分を計画しているところでございます。

以上です。

○議長（三村孝信君） 6 番加藤木 直君。

○6 番（加藤木 直君） そうですよね、たしか三、四年前にやったような記憶があるんですけども、今回、まだやっていない部分かな、それとも、今度舗装にするのかな。

やるときは、1 回でちゃんとやったほうがいいよね、多少かかっても。だから、何回にも分けないで、やるときはちゃんと、これで終わりというふうにやったほうがよろしいのかなというふうに思います。あとは結構です。

次に、農業政策課、これ、通し番号15番の新規就農者の機械の導入支援事業ですけども、これは補助要綱、たしかあると思うんですけども、これは今年度過ぎてから、新年度になってから要望があって、この補正をしたのかどうかですね。

それと、16番は、これは農業次世代人材投資事業の補助事業ということで、これは補助金を返還するということなんですけれども、360万円程度。これの中身の具体をお願いします。

15、16の2点をお願いいたします。課長、お願いします。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えします。

15番の新規就農者農業機械・農業施設等導入支援事業でございます。

本年度、磯野地区に新規就農で就農するという、該当する方が入りましたので、その機械の導入のための補助となります。上限100万円で2分の1の補助となっております。

また、16番の農業次世代人材投資事業費補助返還となっております。

この方は令和3年度に、新規就農ということで就農いたしました。いろいろ相談を受けながら、笠間普及センターと相談しながら経営を行っていたんですが、3年たらずに、2年9か月ぐらいですね、農業をこれから続けられないということで、返還金が発生してしまいました。金額ですが、農業次世代人材投資事業という国の補助がありまして、月12万5,000円の6か月払い、それが2年9か月ぐらいですので、合計で362万5,000円の返還ということで、返還金となっております。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 6 番加藤木 直君。

○6 番（加藤木 直君） 15番の機械の導入支援事業ですけども、これは2分の1で、上限100万円までということなんだけれども、新年度になった以降ですよね。たしか5月か6月に就農されたと思うんですけども、まず、物は何なのかということと、それから、当然就農するのは分かっていたんだけど、これは、いずれにしても補正で対応しようというふうに思っていたのかな。物は何か、ちょっと教えていただけますか。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

新規就農のいろいろな要件がありまして、当初からの予算化はできなかったものですか

ら、それが認定というか、新規就農と認められるということが分かったのが、予算が過ぎてしまって、5、6となってしまったわけでございます。

機械の中身としましては、主なものとして、甘藷をやりたいということで、干し芋関係のボイラー、それに並ぶコンテナ代とか、それを含めまして、200万円を超えた金額になっております。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 6 番加藤木 直君。

○6 番（加藤木 直君） ありがとうございます。分かりました。

以上です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

5 番桜井和子君。

○5 番（桜井和子君） 27番の町営住宅解体事業なんです、これは小勝中郷の団地ですけども、この団地の築年数というのは全棟同じでしょうか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） お答えいたします。

27番の町営住宅解体事業でございますが、こちらは小勝中郷団地となっております、今回対象としている部分については、お試し住宅がある並び、一番前にあるんですが、こちらの住宅になっておりまして、築年数のほうは、既に耐用年数をはるか昔に通り過ぎておりまして、今回、お試し住宅のちょうど西側になる部分について解体をいたしまして、抹消するというので、今回補正で上げております。

○議長（三村孝信君） 5 番桜井和子君。

○5 番（桜井和子君） 同じでありながら、修繕というところもあるんですが、修繕とか。また解体しなければならないと、どうしてそんなふうに差があるのかなと。住んでいる人の使い方にもよるのかもしれませんが、何かその辺の理由がありましたら、教えてください。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） お答えいたします。

ご指摘の部分でありますと、恐らく事業番号の28番を含めてのお話だと思いますが、修繕及び維持管理の工事等については、現在使用しておりまして、耐用年数が来ていないもの、また、耐用年数が近いんですが、一部修繕で利用できるものというのを考えながら実施しております。

基本的に、今回の修繕工事のほうについては、まだ耐用年数が来ていない部分の施設について、維持・修繕を行う部分の追加補正でございます。よろしくお願いします。

○議長（三村孝信君） 5 番桜井和子君。

○5 番（桜井和子君） 解体するところというのは耐用年数が過ぎたところで、何棟ぐら

い解体するんですか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 今回補正で入っている部分についてでございますが、ここは2戸1棟になっている建物でございまして、総床面積で約115平米となっております。以上でございます。

○議長（三村孝信君） 5番桜井和子君。

○5番（桜井和子君） 解体するところには現在、今、人は住んではもちろんいないんでしょうけれども、解体工事って、いつ頃の予定になるんですか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 今回補正に載せている部分については、準備が整い次第、今年度中に解体のほうに進みたいと思っております。

また、従来より南・米沢団地等については、建て替えを含んで今、解体を実施しております。それ以外にも町内には、耐用年数を超えている、政策空き家にしながら今、住んでいる方をだんだん減らしているという団地もございますので、こちらについても、将来について、解体の計画というものを考えながら、やっていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（三村孝信君） 5番桜井和子君。

○5番（桜井和子君） 住んでいる方への説明はどのように、工事が始まるという説明はどのように考えていますか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 小勝中郷団地の古い住宅については、誰も住んでおりませんので、住んでいない中で解体をして、用途廃止を行うものとする事業でございます。

また、建て替えに伴ってやっている南団地については、従来より新しい建物が建つ時期を考えながら、現在住んでいる方との住み替え相談をしながら、実施しているところでございます。

○議長（三村孝信君） 5番桜井和子君。

○5番（桜井和子君） 解体するところには誰も住んでいませんけれども、その裏の棟には皆さん入っていますよね、まだね。その住んでいる方も、急に工事が始まったりすると、あれっと思うんではないかなと思うんです。今現在住んでいる人がたちが、本当に、そういう理由で工事始まるんだなと思ってもらいたいんですよ、安心できるように、説明はしていただければなと思います。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご指摘のとおり、解体工事となると、騒音とかいろいろ発生しますので、自治会も形成しているところなので、時期を見ながら、裏側ですね、現在住んでいる町民の方に関しては、事前に連絡をしながら、また工事の着手の時期につい

ても、請負する方と、業者さんと町の担当と相談しながら、細かく地域のほうにはご説明に行きたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 5 ページの地方債補正についてお聞きいたします。

脱炭素化の推進事業ということなんですけれども、これは一応、960万円から1,920万円に補正してありますが、どういうものなのかを説明をお願いいたします。

それから、学校教育の施設整備なんですけど、補正前で1,350万円なんですけど、補正後はゼロになっています。ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それとあと、細かいのは後でまたお聞きしますんで、取りあえずこの2つだけ、お願いいたします。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えいたします。

地方債補正の件でございますが、脱炭素化推進事業ということで、常北運動公園テニスコートナイター照明改修事業と常北保健センター照明改修工事で、どちらもLED化を脱炭素関係ということで記載しております。この金額が960万円追加で、トータルで1,920万円という形になっております。

続きまして、学校教育施設等整備事業債なんですけど、これも常北運動公園テニスコートを脱炭素のほうへ振り分けましたので、こちらがゼロになっております。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 確かにLED化にするのは必要なんですが、電気代が高いからといってストーブを買ったのが、今年でしたでしょうか、去年でしたでしょうか、去年の12月でしたか、何か買っていますけれども、脱炭素推進事業ということに対して、項目が違うからと言われたら、それまでなのかもしれないんですが、これちょっと何かおかしいんではないかなというのを感じまして、これからは電気代が高いからといってストーブを使うんでしょうか。そのところをお聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回の補正予算と関係のない質問かと存じます。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 逃げましたね、分かりました。そういうことでしたら分かりました。

じゃ、次、お聞きいたします。

加藤木議員さんも聞きましたけれども、財政調整積立金、これが2億4,710万円なんですけど、確かに今、予算が余ったからと、その2分の1を財調に積み立てるようになっていきますという答弁いただきました。ということだったんですが、何でこんなに財調に積み立

てるんでしょうか。余ったから積み立てるんですか。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申したんですが、余剰金というのは繰越金とかそういうので、事業で残った分でありまして、地方自治法及び地方財政法で規定されていますので、それを積み立てるという事業でございます。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 分かりました。そこなんですね。

それじゃ、次、お聞きいたします。

4 ページの22番と23番についてお聞きいたします。

1024、道路拡張・拡幅測量で入っています。それから、23番の1025道路の拡幅で測量が入っています。この場所が知りたいんで、教えていただけますでしょうか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ご質問にお答えいたします。

ちょっと位置図を示せないで、申し訳ないんですが、口頭にてご説明したいと思います。

事務事業ナンバーの22番、町道1024号線でございますが、こちらについては、筑波銀行の手前を入れていく狭い道があるんですが、そこから旧国道に向かっていく路線でございます。

もう一つ、23番については、その交差点を点滅信号に向かいまして、左の畑の中に道があるんですが、それも、やはり旧国道のほうに向かって抜けていく路線でございます。こちらについての現地の地形測量を実施する補正予算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 1024号線というのは狭いところで、交差点のちょっと手前、筑波銀行の手前というか、先というかのところですね。あそこは問題ないんじゃないかなと思うんですが、1025号線、これ、畑の中を拡幅するというか、道路を拡幅するんですけれども、これの拡幅するに至った経緯というのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 22番、23番の事業ともに、地元の区及び連坦している土地建物の町民の方々の要望が重ねて出されておりましたところなので、今回事業化をしているところでございます。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 1024号線は住民の要望があったということで、しっかりと署名も入ったりとか、区長さんの文書もきちんとされているので、よく分かって、これは反対するものではありません。

1025号線について、区長さんは、要望書は出したけれども、署名を取った覚えはないということなんです。これが住民要望なのかなというのをちょっと疑問に思ったんで、お答えいただけますでしょうか。それで、何でもここを急に拡幅するような事業に至ったのかなと、その辺がちょっと分からないので、教えてください。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） お答えいたします。

こちら、どちらも要望が出ております。現地へ行くと分かるんですが、1024と1025の国道側に出る部分の手前のほうというのは、一部交錯している部分がございます、そこらも兼ねて地形測量を行って、今後どういう形にするかというのを考えるための、今回補正予算となっております。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これ今回、旧123号線から入ったことで、この前の火事がありましたよね。あのところと関連づけるところですか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 先日火災があった旧国道近くの部分ですが、そちらのほうと、ちょっと道路がせる場所がございます。筑波銀行さんのほうだと、役場のほうから行きますと、こちらから入るのは、すんなり入れる道だとは思いますが、交差点の内側から出るもの、または交差点の水戸側、増井側のほうから入ってくる車に関しては、かなり危ないのかなというのもあります。

そういうのも、周辺いろいろ考えながら、今後計画はするんですが、点滅信号に向かう町道から入っていける部分も、ある程度考慮しなくてはいけないものと考えているところでございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これ、住民の要望、区長の要望ということなんですけれども、本当に住民の要望してあったのかなということのをちょっと疑問に思うんです。

なぜかという、住民はここに家を建てたときに、もしかしたらこの前の道路が拡幅するかもしれないから、ちょっと下がってくれと言われて下がりました。だけれども、10年来、何の音沙汰もなかったです。その後急に、火災があった後に、ここ拡幅するから、このところへ同意書もらえないかというようなことで、同意書をもらいに来たということなんです。その同意書は区長ではなかったということなんです、こういうことはあり得るのでしょうか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 区長要望、ちゃんと出ていますよ。ただ、地権者さん一人一人にサインを取りに回るのは、区長さんが必ずやるわけではないですよ。自治会長さんが

やったり、やってほしい人が自分で隣近所を歩いたりしますんで、区長要望出ていますよ。そこは、ぜひ誤解ないようにお願いします。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 町長、区長から要望書は出ました、無理に作ってくださいといって、区長は作ってもらったようなんですけれども、出されたようなんですが、これ、そもそもの原因は、町長が原因つくっているんですよ。

私、住民からいろいろ要望というか、話聞きまして、ちょっと経過を話します。

6 月 17 日に火災がありました。6 月 20 日に、ある町民の住宅に町長が 1 人で訪問して、今がチャンスだから、30 年来、40 年来、必ず土地、値段が上がるから今がチャンス、火災の跡地に家ができる前に道路を広げておきたいから、3 メートル引込んでくれないかと、1 人で行ったようなんですけれども、こういうことってあり得るんですか。課長、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 課長では答弁できないと思いますんで。

○8 番（藤咲芙美子君） でも、あり得るかどうかですよ。あり得ないんだったら、あり得ないと答弁してもらって、町長に答弁してもらってください。

○議長（三村孝信君） 質問の内容から考えて、これ、課長答弁は難しいと思うんで、もし答弁を求めるのであれば、町長だと思うんですが、いかがですか。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 例えば常北中と常北小の間の道路拡幅で、交差点になっているところがありますけれども、あそこ、なかなか交渉まとまらなくて、私が地権者のお家に行って、当時課長はちょっと、今の課長じゃなかったかもしれないですけれども、前の課長だったかな、一緒にお願ひに行って、町長が来たからといって、最後賛成してくれて、常北中と常北小の間の、こっちへ行くと増井のほうに抜けるのかな、そういうところの用地交渉、そこだけじゃなくて、例えばアジラ線の入口、アジラ線の拡幅工事で入口のところの地権者も、たしか職員が何回も行って、断られて、にっちもさっちもいなくて、結局私がそこのお家に行って、お願いしますと言って、印鑑押していただいて、ちゃんと今きれいに拡幅されて、事業化しているところありますんで。

基本的に用地交渉って、すごく嫌な仕事で、なかなかまとまらないこと多いんですよ。全体として賛成でも、自分のことに関わると反対する方も出てきて、そういうときに私が行って、お願いしますと言って、印鑑押していただいた事例、今 2 つ挙げましたけれども、ほかにも思い出したら出てくるかもしれませんが、それは嫌な仕事を人にやらせないで、最後、自分で一生懸命頭下げに行くというのは、決して悪いことではないのではないかと思います……

〔発言する者あり〕

○町長（上遠野 修君） 笠間市長に聞きましたけれども、笠間市長もやっぱり、大事な

ときには行くと言っていましたよ、交渉……

〔発言する者あり〕

○町長（上遠野 修君） それはそうですけれども、それはちっちゃい町なんで、私と県知事違いますんで、県と町では全然職員の数も違いますし、言わば軍隊でいえば、少佐と大将ぐらい違いますから、組織の大きさがね。部下200人の組織と部下1万人の組織で、1万人の会社の社長がやることと10万人の会社の社長がやること、50人の会社の社長がやること、100人の会社の社長がやることというのは当然違いますから、私は、むしろ町長がそういうふうに住民の人と対話しているというのは、立派な行為だというふうに……

〔発言する者あり〕

○町長（上遠野 修君） そうですか。

じゃ、町長は町長室にいて、部下に命令するだけで、行き詰まった交渉を前に進めるために一汗かくということは、しちゃいけないんですか。それはそんなことはありません。

今回、藤咲さんが面白おかしくおっしゃっていますけれども、その箇所は今回、区長要望は出ておりませんので、その藤咲さんが今お話しされた場所については、今回の区長要望の路線の中には入っていませんので、ちょっとずれていますんで、区長要望が出ている路線は、藤咲さんが言ったお宅の前は入っておりませんから、そこは話をしっかりと分けて、理解していただきたいなと思います。

〔発言する者あり〕

○議長（三村孝信君） ちょっと待ってください。

8番藤咲議員の質問から入りますが、ここで2時10分まで休憩を入れますので、よろしく願いをいたします。

午後 1時59分休憩

午後 2時09分開議

○議長（三村孝信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番藤咲芙美子君の質問から入ります。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 議長、ありがとうございます。

この件については、やはり慎重に審議しなければいけないなということがありますので、ちょっと時間を取って審議したいと思います。

これは、町長が大きな原因になっていると思うんです。要するに、17日に火災があつて、3日もたたないうちに、あるところに町長が1人で訪ねて行って、今がチャンスだから何とか3メートル引っ込んでくれないかと言われたということが、非常に住民としては怒りを持っているところです。

それなのに、署名を持ち歩いたのが、ある人なんです、それは住民の人たち、署名を

やった人たち、同意書を書いた人たちは、先ほども言いましたが、10年もほっておかれて、いつやるんだろうと、いつ拡幅するんだろうと思っていたけれども、やっと来たじゃないですよ、初めて来た。反対する意思がないので、私は同意はしたということなんです。しかし、どういう状況なのかなと思っていたら、ある人が反対をしたので、こちらに来たそうですというようなことなんです。この畑の道路を、反対があったので、この道路を拡幅することにしましたという内容なんですけれども、町長に申し上げます。

1人で行って、計画もなく、住民の質問にも答えず、一方的な自分の思い込み、3メートル引っ込んでくれ、今がチャンスだから、ここは30年、40年後は地価が上がるから、今がチャンスだと、そこばかり強調したそうです。住民の質問に対しては全く答えてくれなかった。そういうことがあって、そんなの賛成できるわけじゃないですよ、一般的に。

それで、そういうことがなければ、1024号線と継続してつながりができたかもしれないんです。こんな中途半端な、1024号線と1025号線を別々にやってしまうなんていうようなことじゃなくて、きちんとこのところを真っすぐ拡幅できたんじゃないかと思うところなんです。

それが、町長が1人で行って、計画もなく、どういうことなんだとかいうきちんとした計画もなく、そういうふうに住民のところに1人で行って、それを粹がっているような、そういうやり方は、やっぱりよくないと思うんです。

そのところは、町長、誤解ですよ。きちんと自分の在り方を考えてほしい、浮ついた考えじゃなくて。私は、住民にどういう説明をしていけばいいのかというのは、職員に教わってください。職員はきちんとやっています。住民に、ここを計画したから、こういうことで何メートル拡幅するので、ここを何メートル下がっていただきたいんですけれども、いかがでしょうか、同意いただけますかという、そういう計画性を持って、真摯に住民のところに行くはずなんです。それが、住民のところに、あと地価が30年、40年したら絶対上がるから、ここ3メートル除いてくれなんて、そんな簡単な言い方で、住民納得するわけありません。

町長のその考えをもう少し直して、考えていただきたいと思うから、私は今回提案というか、言いました。だから、このところをもう少し、1025号線を要望書はもらったけれども、しかし、1025号線と1024号線をつなぐようなことは、少し考えていただきたいなと思っています。そのほうがよっぽど合理的な感じだと思うんです。

なぜこのところを、24号線から25号線の間、今後、町としてはどのように考えているのかなというところに疑問があります。この辺のところ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） まず、特定の住民との会話について、私がそういうふうに言ったかどうか定かでないことを、まるで言ったかのようにお話しされていますけれども、そ

ういった発言は、ぜひお控えいただきたいというふうに思います。

今回の1024号線と1025号線は、藤咲さんもご自身の答弁の中で、長年要望していたけれども、やってほしいと思っていたけれども、ようやく来てくれたという思いで署名した方がたくさんいて、それで署名がそろって、区長の印鑑が押されて、区長要望となって、今回事業着手ということで、まずは地形測量から入って、どういった線形にしていくかということこれから検討していくわけでございます。

1024と1025が両方完成するのに数年かかります。恐らく4年はかかるでしょう。今から始まって、順調にいったら、これから4年かかると思いますが、その中で1024と1025をつなぐ間の道路については、今回予算化されていないわけですが、できれば、いずれはそこも太くなれば、地区全体として非常に交通の流れがよくなるので、いずれそういうときが来ればいいのかとは思いますが、それは現時点では計画がないということになります。1024と1025のみが今計画があって、そして、住民の方々から要望が出てくれば事業化されるかもしれませんが、現時点では要望されないということだから、現時点では事業化していないということだと思います。

現時点ではそうですけれども、例えば、今やっているところが空き家になったりとかして事情が変わると、全く状況が変わって、やるという形で要望が出てくるかもしれませんし、そこは現時点で何も断定的なことは言えません。現時点で、住民の方が望んでいるところについてやるということだと思います。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 区長が印鑑もらったということなんですけれども、区長は、私、確認しました。私は要望書は出しましたよと、7月上旬か中旬かに出しましたということなんですけれども、署名のことについては、同意書についてはご存じですかと聞いたところ、いいや、一切知りません、そんなことあったんですかということでした。そういうのを区長の要望として、うそぶいてよろしいんですか。

私、今町長の答弁で、面白おかしく話しをしていると言いましたけれども、とんでもないです。これは事実、町民からはっきりと聞いた話ですから。町長は自分の言ったことに責任を持ってください。町長は、自分の言ったことはすっかり忘れてしまって、そのとき思いついたことで話しをしているということが非常に多いと思います。それはやっちゃいけないことだと思うんですよ。

いろんなところでそういうの、町長は出てきますけれども、それを言っていたら切りがないので言いません。しかし今回は、住民からしっかりと、私の言ったことは直接聞いて、こういうことなんだけれどもどうなんだというようなことを聞いて、そういう訴えがあって、先ほど言ったことの対話になりました。

ですので、町長が1人で行っていなければ、住民はそこを、直接24号線と25号線をつなげられたかもしれないんです。こんな畑の真ん中に行くようなことをしなければ、

要望があったりとかというようなことは、同意書かなんか取る必要はなかったんじゃないかと、ここの24号線ですか、24号線の同意書は必要なかったんじゃないかと。

結局、25号線の同意書をもらった人は、本当はここのところを拡幅すると、車の往来が激しくなって、子供たちも歩くのも大変なんだよね、車が拡幅するのは別に反対じゃないけれども、同意書にはサインしましたよと。しかし、なぜここのところに来たのかと言ったら、別なところで反対意見があったから、ここのところを拡幅することにしましたというような真実を私は申し述べました。それを面白おかしく話をしているなどと、とんでもない話ですからね。私の話は住民から聞いたそのものの話、内容です。

それが、本当にこの短い間、25号線と24号線が直接つながれば、本当にもっともったいい条件の中で、つながれたんじゃないかと思うんですけれども、わざわざこのつなぎを外して、25号線を延長して畑の真ん中を延ばすというのは、おかしいなと思っているところです。

とにかく、町長の在り方に納得できません。少し反省してください、町長。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本当に誤解があるんですけれども、1025号線の沿線にも家が張りついていますんで、1024のほうだけやれば、1025の人にはやらなくていいという話とは、また違う話だと思います。1025号線のほうにも家が張りついていますから、そっちの人たちもそっちの人たちでやってほしい、長年の要望ということで、やってくれるのかというので、本当に望んでいる方いらっしゃると思います。どちら側の路線にも望んでいる方がいらっしゃると思います。

区長さんが印鑑を押して、署名は知らないと後で藤咲さんに証言したとか、そういう話を言われても困ります。区長さんは、ちゃんと印鑑を押して要望書を出した以上、内容を了解して印鑑を押したと考えるのが通常です。それが出されているのに後から、いや、実は全然見ないで印鑑押したんだというような話を藤咲さんがこの場で言われても、それは口頭の話と実際に出ている印鑑をついた書面の話では、客観的に見れば、きちんと要望書が出ているんだから、これは住民からの要望として手続が取られているというふうにみなすのが正当だと思います。後から口頭で、実は要望書は違うんだという話にはならないと思います。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 1024号線は全然問題ないです。これはきちんと区長さんが要望して、住民にもお互いに話し合っていることなので、24号線については問題ないです。ただ、25号線について私は申し述べていますが、この区長要望について、確かに区長要望書が出たと思います。しかし、町の対応として、1024号線のところは何も書いていなかったんですけれども、25号線については町の対応が、不明宅地においては適正管理による法制度を活用し、道路拡幅を実現すべく、令和6年度9月議会に測量・設計を計上する

とありましたけれども、これは誰の計画なんですか。町で言ったんですか。誰が書いたんですか、これは。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 最終的には私が書いております。全ての区長要望、最終的にどう対処するかというのは、その要望書だけじゃなくて、最終的にこれは予算化しようとか、予算化を見送るというのは、最終的には全て私が判断していますんで、それについても私が書いたとして、そりゃ私が最終的に決裁するものですから、ほかの人が決裁しちゃおかしいですからね。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） やっぱりそうなんですね、町長が書いたんですね。

これは職員は分からないんですよ。職員が分からないことをここに書いて、そして、そのままで私が書きましたと、そういうの通るんですか、区長要望の中に。

町長、筋道をきちんと通してください。そうしなければ、やっぱり規定どおりとか、順序立てとかと、そういうものがあるんですよ。それが町長の考え方一つで、めちゃくちゃなやり方して、自分がやるんだから何でできないんだというようなことを言っている。要するに、そこで言っていた人は、古内とか七会の人のところに行けば、僕の言うことは何でも聞いてくれますよと、しかし、何で聞いてくれないんだというような言い方までしたということを言っています。先ほど答弁したのにも入りました。

だから、自分が行けば何でも通るなんていうようなことは、やめてほしいと思います。じゃ、課長さんたちは何なんですか。課長さんたちをもっと信じてください。そして、業務として、やりたくないからやらないんだじゃなくて、順序を通して、こういうことをこんなふうにして計画立てていきましょう、そして、このところをどんなふうにしていこうか、誰か当たってくれるか、当たってくれて駄目ならば僕が出ていくよと、それでいいじゃないですか。何で課長さんたちを信じていないんですか、そんなに。課長さんたち信じてくださいよ。そうでなければ、この町壊れますよ。駄目です、それはやっちゃ。

○議長（三村孝信君） 一言申し上げたいんですが、あくまでも町道1024号、1025号線の質問でありますので、町長の施政方針とか、ふだんの職員と町長の関係等における答弁等は、ここでは質問の範疇を超えているのではないかと思いますので、質問者も答弁者もわきまえていただきたいと思います。

町長、答弁ありますか。

○町長（上遠野 修君） そういうことでしたら、答弁ありません。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14 番（小坪 孝君） 関連で財政課長、財政調整基金、繰越金の全額を財政調整基金に積立をするというのは、それはどこのあれなんですか。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 地方財政法第7条「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。」というのが明記されております。

○14番（小坪 孝君） それ、後でコピー下さい。私の勉強したやつでは、財政調整基金というのは、町長が予算取ったときに、目標、年間の、今年は財政調整基金を幾ら積み立てますという、予算の原則の中に入っているんだよ。年間で、今年は財政調整基金を20億円ためますという、目標の中に、予算化の中に。それでやらなきゃならないようになっているんだよ、私の頭の中じゃ。それは予算の原則の中で、議員必携の中にも書いてあったと思うのよ。

それが、繰越金が全部財政調整基金にいくなんていうから、この町おかしくて、予算を執行しないで余らせるだけ余らせて、不調になっても何でもいいから執行しないで、金を財政調整基金にぶっ込んで。その財政調整基金は、入れるんじゃなくて目標を持って、今年度は10億円なら10億円、20億円なら20億円という予算の原則の下に、議会の議決を持って、要するに、財政調整基金を幾らにしますという予算化になっているのよ、目標が。それが余っているから、全部繰り入れられるなんていう話はおかしい。

町長が年度予算の中で目標を立てて、その金額に近いように積み立てなきゃならないの、一生懸命。それが予算の原則なんだ。そういう、だから執行部でも何でも、できないなんて、やらないなんていうのは、いまだに太陽光だって、予算したんだけど、3年前に。まだ執行もしてない、桂公民館だって、やっと2年間も予算に入れたやつ、今年の予算のときに、何だこの予算、去年も出して今年も出す、明許繰越ですなんていって仕事執行しているようでは、この町はよくはないよ。

今の道路に関しても、この役場前、都市計画道路があるわけよ、向こうの123号線のバイパスから、こっちの石岡線の街道までぶん抜ける道路が。この町の役場の前の道路を、きちんとバイパスから入れるように都市計画を進めてください。あと、南団地の裏の計画だって、設計だって書き直して、石岡線まで抜けられるように、電車道から、それだって設計書き直して、あなたが町長で書き直して予算取ったのよ。それだって進めない。

そういう予算化もないようなところ、あなたが町長だから、ここ道路広げましょうなんて言って歩っているような町長では駄目だよ。藤咲さんが言うように、課長をもっと信じて、課長に仕事をやってもらって、職員らにやってもらって、あなたは決裁だけしていればいいのよ。

あと、新盆に行って、町長、これとは関係ないんだけど、新盆に何件歩きましたか。お返し何件もらったか……

○議長（三村孝信君） 小坪議員に申し上げます。

財政調整基金に関する質問には答弁をしてください。それ以外は結構です。

財政調整、答弁するのがある。なかったらいいよ。ない。

答弁はないそうです。

ほかに質問ありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） これより、議案第56号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） それでは、議案第56号 令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）につきましてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406万7,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ21億2,012万円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出補正予算でございます。

歳入についてご説明します。7款1項繰越金でございますが、既定額に406万7,000円を追加するもので、こちらは前年度の繰越金を計上するものです。

続きまして、歳出です。1款総務費、1項総務管理費でございますが、既定額に203万9,000円を追加するものです。主に人事異動によります人件費等を計上するものでございます。

6款1項基金積立金であります。既定額に202万8,000円を追加するものです。前年度の繰越金を計上するものでございます。

以上、令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、3ページから8ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、補正予算給与費明細書をご覧ください。

また、主な事業につきましては、事業勘定補正予算の後のページにございますが、議案第56号説明資料予算の概要をご覧ください。

続きまして、9ページになります。ご覧ください。

令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第2号）につきましてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,344万5,000円を追加しまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億4,093万2,000円とするものでございます。

10ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入についてです。3款繰入金、1項他会計繰入金でございますが、既定額に1,339万5,000円を追加するものです。人事異動によります人件費を計上するものでございます。

4款1項繰越金であります。既定額に5万円を追加するものです。前年度の繰越金を計上するものです。

続きまして、歳出でございます。1款総務費、1項施設管理費であります。既定額に1,330万円を追加するものです。人事異動に伴う人件費を計上するものです。

2款1項医業費であります。既定額に14万5,000円を追加するものです。沢山診療所において、歯を治療する機器の購入費用を計上するものでございます。

以上、令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第2号）についてご説明いたしました。

詳細につきましては、11ページから16ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、補正予算給与費明細書をご覧くださいと思います。ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより、議案第56号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 国保の職員1名増加ということで、人事異動ということなんですけれども、これは本当に期末手当10万円の増と勤勉手当20万円の減というのは、どのような内容なのかなというのがちょっと気になったので、もし詳細が分かれば、人事異動だけでなく、教えていただければと思います。

もう一つ、基金積立金202万8,000円というのは、どこから出てきて積立金になったのかなというようなことをちょっとお聞きいたします。

3つ目、施設勘定での1,330万円、これは1人分なんですか、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 質問にお答えいたします。

第1問のご質問につきましては、人件費等がちょっと絡みますので、国保年金課といたしましては、2番目ですかね、1番目、3番目は人件費等の計算の絡みもございまして、2番目の基金はどうしてできたのかということを回答させていただきます。

ただいま、議案書の56号の事業勘定をご説明いたしましたとおり、今回、406万7,000円の繰越金、収入支出の剰余金が出ました。それに基づきまして、支出に対しまして、事業勘定の給与費繰入金、人件費のほうに203万9,000円を充当いたしまして、残りの202万8,000円、こちらを基金積立金として積み立てるものでございます。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第57号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 続きまして、議案第57号 令和6年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ74万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億728万2,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出補正予算であります。

歳入についてです。4款1項繰越金であります。既定額に74万3,000円を追加するものでございます。こちら、前年度の繰越金を計上するものです。

続きまして、歳出についてです。3款諸支出金、1項繰出金であります。既定額に74万3,000円を追加するものです。こちら、前年度の事業確定に伴います一般会計への繰出金を計上しているものでございます。

以上、令和6年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、3ページから4ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、議案第57号説明資料、予算の概要をご覧くださいと思います。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第57号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 一つだけ伺いたいと思います。

現在、後期高齢者の特別会計で、基金てどのくらいあるんでしょうか。そこだけ教えてください。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） ただいまの基金ということ、後期高齢の基金ということでございますが、こちらの後期高齢者医療は、直接、県の広域連合で実際は事業を運営してございますので、後期高齢者連合会のほうで基金は創設してございます。町には基金というものは創設してございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 県のことは分かりました。じゃ、県の事業ということで、県

ではどのぐらいあるかは把握していますか。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 後期高齢の医療連合からの決算報告書などをちょっと見ましたところ、正確な数字ではございませんが、60億円程度、基金があるということで把握して、60億円だったと記憶してございます。

○14番（小坪 孝君） 町だって基金積んでおこなきゃ駄目だっぺ。

○国保年金課長（富江一也君） 国保のほうでは基金はございます。

〔発言する者あり〕

○議長（三村孝信君） 14番議員に注意します。

ほかにごいませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第58号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第58号 令和6年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,147万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ26億5,203万4,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正の、初めに歳入になります。3款国庫支出金、2項国庫補助金、既定額に32万5,000円を増額するものです。人事異動による人件費の増に伴いまして、地域支援事業交付金の追加によるものです。

5款県支出金、2項県補助金、既定額に16万2,000円を追加するものです。人事異動による人件費の増に伴う地域支援事業交付金の追加によるものです。

7款繰入金、1項他会計繰入金、既定額から13万8,000円を減額するものです。こちらは、人事異動による総務費の職員給与費の減によるものです。同じく2項基金繰入金、既定額に888万4,000円を追加するものです。補助金返還金の財源に充当するものです。同じく3項介護サービス事業勘定繰入金、既定額に215万4,000円を追加するものです。介護サービス事業勘定繰越金の確定による繰入金の増によるものです。

8款1項繰越金、既定額に1億1,008万8,000円を追加するものです。前年度の繰越金の確定によるものです。

3 ページをお願いします。

続いて、歳出です。1款総務費、1項総務管理費、既定額から30万円を減額するものです。人事異動に伴う人件費の減によるものです。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、既定額に300万円を追加するものです。人事異動に伴う地域包括支援センターの人件費の増によるものです。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、既定額に1 億1,877万5,000円を追加するものです。令和5年度社会保険診療報酬支払基金交付金及び介護給付費国・県補助金の実績に伴う返還金分です。

以上、令和6年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第1号）について、ご説明させていただきました。

詳細につきましては、4 ページから10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、15ページをご覧ください。

令和6年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ215万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ780万2,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、初めに歳入です。2 款1 項繰越金、既定額に215万4,000円を追加するものです。前年度繰越金の確定によるものです。

続いて、歳出です。

2 款諸支出金、1 項繰出金、既定額に215万4,000円を追加するものです。前年度繰越金の確定により、介護保険事業勘定へ繰り出すものでございます。

以上、令和6年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第1号）につきまして、ご説明させていただきました。

詳細につきましては、3 ページから4 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

また、主な事業は予算の概要にございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより、議案第58号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 償還金が1 億1,877万5,000円、それぞれいろいろあつての償還金だと思いますが、介護保険8 期から9 期にかけて、9 段階から13段階になっています。そこで、1 億1,800万円も償還金を出さなければならないような状況の中で、13段階、これは決められたことだから、しょうがないと言われれば、それまでなんですけれども、ただその中で、金額をもう少し減額していくようなことというのはできないでしょうか。

金額の決定は、各市町村によっていろいろ違うわけですね。ですので、こんなに高い

介護保険料をしなくても、もう少し何とかできないのかな、この償還金が1億1,800万円というのが、どういうところでどのように出てきたんだかも分からないということもありますので、まず一つ、償還金1億1,800万円は、もう一度全部、どういうところから出たのか教えてもらおうということと、それから、1億1,800万円は、介護保険料の何か別なところに使うことは全くできないのかどうかをお聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 藤咲議員、これは償還金じゃなく、返還金でしょう。違いますか。今、償還金と言っていましたので。

○8番（藤咲芙美子君） 失礼しました、返還金。

○議長（三村孝信君） 返還金ということで、答弁をお願いしたいと思います。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） ご質問ありがとうございます。

介護給付費負担金の返還金ですが、こちらは介護サービス給付費に係る予算を見込んで、毎年申請して頂いている補助金であります。内容的には、ほぼ施設に入っている方、在宅サービスを受けている方、そのほかもろもろの介護給付費と、あと地域支援事業費の分の補助金となりますが、最初に予算で見込んで申請しておりますが、実際には見込みより給付費が伸びなかったことから、実績に応じて算定し直し、交付額が過大となったため、今回返還するものでございます。

なので、この金額をほかのことに持っていくとか、何か利用するとかいうことはちょっとできませんので、今後も間違いのないよう算定し、補助金の事務事業を行っていきたいと思います。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

でしたら、予算の見込みが甘かったということなのかなということを、答弁から見ると感じます。予算額を減額していくということとはできないんですか。

○議長（三村孝信君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） ご質問にお答えいたします。

予算額のほうも、毎年給付を行っているものの平均額とかを計算しまして、予算を立てているわけなんですけど、実際に今回のように多い金額の返還金となったことは、予算の見込みがやはり少し甘かったのかと考えております。

ただ、給付費に対しては、毎月高額の支払いが生じるため、ある程度の余裕がないと、支払えないことになってしまっただけは困ってしまいますので、そちらのほうも十分精査して、今後立てていきたいと思っています。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） そういうことは分かりました。

ただ、今課長も言いました、ちょっと見込みが甘かったのかなというようなこともあり

ますけれども、ただ、私が心配しているのは、予算額があまりに多くて、予算額、予算額と、これだけやりました、しかし、余ったので返還しますとあって、机上プランでそういうのをやってしまうようなことになっていないかどうか。

本当に住民の税金というのは、20億円ぐらいしかないんですよ。その中で計算、確かに国から来るお金を期待しているから、何とかやるよというようなこともあるんだと思いますけれども、やっぱりある程度、そんなにパスパスまでやれとは言いませんけれども、もう少し予算額を減額して、負担がかからないような、そういう方向でお願いできればいいのかなと思っていますけれども、答弁いただければお願いします。

○議長（三村孝信君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 今後も慎重に予算を立てていきたいと思っています。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 介護保険なんだけれども、要するに基金を皆さんでプールして、いざというときに使うのに、基金を集めなさいという指導があると思うの、県のほうから。その金額というのは幾らくらいなの、県から来ているやつは。

○議長（三村孝信君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 介護保険給付費の準備基金ですが、今現在の残額は、大体1億3,000万円ぐらい基金を積み立てております。県から来ているわけではなくて、こちらは毎年の介護保険の特別会計の中で、皆さんから頂いた保険料で、余剰金とか出た場合に積み立てて、いざというときにそちらを補償できるように準備しているものでございます。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） デイサービスに行っていない年寄りもいるわけだよね、85歳過ぎても。そういう人に、保育園さ行かない子供らには金を町で返還しようなんて、出してやろうなんていう考えがあるんだから、デイサービスに行っていない年寄りにも、月2万円でも何でもいいから、食事代、これだけ物価高になっているんだから、年寄りの食いぶち、弁当代分くらいの2万円くらいの金を返すような考えがあってもいいと思うんだけど、若い人ばかりで、年寄りにはそういう考えないのかな、介護保険から。

○議長（三村孝信君） これは、14番小坪議員、要望ということでよろしいですか、それとも答弁求めますか。

○14番（小坪 孝君） 答弁求めます。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝議員、誰に答弁を求めますか。

○14番（小坪 孝君） いい。やられちゃった。

○議長（三村孝信君） それでは、そのほかにご質問等がございましたら、お願いをいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第59号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長江幡守仁君。

○水道課長（江幡守仁君） 議案第59号 令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は総則で、第2条からご説明いたします。

第2条、令和6年度城里町水道事業会計予算第3条に定めました収益的収入及び支出の既決予定額からそれぞれ1,100万円を減額し、予定額を6億1,057万3,000円とするものです。

収入につきましては、1款水道事業収益、2項営業外収益、2目補助金1,100万円を減額するものです。これは交付金の不採択によるものです。

支出につきましては、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費322万3,000円を追加し、2目配水及び給水費1,430万円を減額し、4目総係費7万7,000円を追加するものです。こちらは、交付金の財源として当て込んでおりましたA I活用漏水調査について、改めて4条の予算のほうに組み直すものです。

続きまして、2ページをご覧ください。

第3条、予算第4条に定めました資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億563万9,000円を3億4,606万4,000円に改めまして、資本的支出の予定額を補正するものです。

収入の既決予定額に変更はなく、支出につきましては、1款資本的支出の既決予定額に4,042万5,000円を追加し、予定額を5億8,713万2,000円とするものです。1項建設改良費の追加をするもので、1目施設整備費を追加するものです。主なものといたしましては、先ほどの3条のA Iを活用した漏水調査管路診断を4条に組み込んだものと、N T T専用回線の切替え工事を計上してございます。

以上、議案第48号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、4ページからの補正予算実施計画明細書、予算の概要をご覧くださいと存じます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより、議案第59号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 議案第60号から議案第65号までの令和5年度城里町各会計の決算認定についてであります。予算決算常任委員会に付託し、審議する予定ですので、本日は省略いたします。

そのほか、陳情1件が本会議に上程される予定でございます。

次に、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。

質問は時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔にお願いをいたします。

それでは、報告第30号の説明を求めます。

〔発言する者あり〕

○議長（三村孝信君） それでは、10分まで休憩をしたいと思いますので、休憩後に報告から入りたいと思います。

午後 3時02分休憩

午後 3時11分開議

○議長（三村孝信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、報告第30号の説明を求めます。

下水道課長加藤孝行君。

○下水道課長（加藤孝行君） 報告第30号をご覧いただきたいと存じます。

報告第30号 城里町公共下水道私有道路内排水施設設置要綱の一部を改正する告示ですが、今回の改正は、民法第252条の改正に伴い、要綱の一部改正を行うものです。

現在の例規では、私道内に公共下水道を設置するためには、私道の権利を有する者全員の承諾を得ることとしていますが、共有名義の私道において、所在不明者等がいる場合は着工に支障となるため、民法第252条に規定する各共有者の持分の過半数の決定により着工することが可能となるよう、要綱の一部を改定するものです。

報告第30号について説明申し上げました。詳細については、報告第30号説明資料をご参照ください。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第31号の説明を求めます。

町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） 報告第31号 城里町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の制定についてご説明申し上げます。

この要綱につきましては、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑制及び防止を図るため、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、本人に対し交付の事実を通知することについて規定したものです。通知を希望される方は事前に登録が必要となります。

以上、城里町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の制定についてご報告いたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第32号の説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 報告第32号をご覧いただきたいと存じます。

報告第32号 城里町退職者復職制度実施要綱の制定についてであります。一定期間、

町職員として在職した者が、やむを得ない事情により退職した者を復職できる制度の実施に関し、必要な事項を定めたものでございます。

以上、報告第32号についてご説明申し上げました。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第33号の説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告第33号 水戸桜ノ牧高校常北校の生徒等に対する給食提供事業実施要綱の制定につきましてご説明させていただきます。

水戸桜ノ牧高校常北校に通う生徒及び教職員に町立常北学校給食センターで調理した給食を提供するため、要綱を制定いたしました。令和6年度の提供日は、常北校と調整しました令和6年9月3日から令和7年3月19日までの87日間であります。また、9月の1日当たりの提供数は28食でございます。

以上、報告第33号についてご説明させていただきました。ご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第34号の説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 報告第34号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものです。

主な内容は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率について算出したものです。水道事業会計、下水道事業会計においては、資金不足が生じていないため、算出されておりません。

以上、報告第34号について説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第35号から報告第37号の3件を一括して説明を求めます。

まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） お待たせしました。

報告第35号 令和5年度一般財団法人城里町開発公社決算報告書でございます。

こちらにつきましては、指定管理者であります町開発公社の決算についてお示しするものでございます。内容のほうにつきましては、ご覧をいただきたいと存じます。

続きまして、報告第36号 令和5年度株式会社桂ふるさと振興センター決算報告書でございます。

同様に、道の駅かつら等指定管理を行っております株式会社桂ふるさと振興センターの決算報告でございます。貸借対照表ほか損益計算書を添付しております。ご確認をお願いしたいと存じます。

続きまして、報告第37号 令和5年度株式会社物産センター山桜決算報告書でございます。

同様に、5年度の貸借対照表、損益計算書ほか添付しております。内容等につきましては、ご確認をお願い申し上げます。

以上、3報告でございます。

○議長（三村孝信君） これより、報告に対するご質問をお受けいたします。

質問は、初めに報告番号を言ってから、簡潔にお願いいたします。長くなる場合は、直接担当課へお願いいたします。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 35号なんですけれども、決算書を見ますと、ちょっとこの字が大きくしてもぼやけて、よく数字が見えないところがあるんですけれども、これ、紙ベースでも大丈夫ですかね、頂けますか。この部分なんですけれども、開発公社の部分。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） 最初の小さい部分……

○6番（加藤木 直君） 小さいですね。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） ご指摘の開発公社の報告第35号について、紙のほうでも用意したいと存じます。

○6番（加藤木 直君） 申し訳ございません。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） まず、31号……これはいいか。32号と33号、それから35号についてお伺いします。

まず、32号、退職者復職の制度実施要綱ということですのでけれども、復職することは非常にいいと思うんですが、少し質問をいたします。

これは、3年以上勤務した職員、55歳未満、それから、心身の故障に起因する休職を除くということなんですけれども、心身に起因する休職とは、誰がどのように確認するのでしょうか。それと、正規職員として働けるのでしょうか、2点お伺いします。

それから、報告33号……一つ一つ聞いていこうかしら。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） ただいま、藤咲議員のご質問にお答えいたします。

心身によるものを除くということについて、誰がどのように確認するのかということですが、こちらの除外の部分の規定につきましては、在職期間にそのような休職をした場合の期間を除くということでございます。

したがって、在職期間中ですので、総務課等で休職の辞令のほうを発令しております。

すので、総務課のほうで確認ができることとなっております。

またあと、最後、正職員として働けるのかということにつきましては、採用になった場合には、正職員ということで採用するということになっております。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 心身に起因する休職というのは、確かに総務課で確認しているということなんですけれども、一時、心身によって退職せざるを得なくなってしまったという職員に対して、そういう職員の人は次は復職はできないよということになるということのように感じるんですが、本当にそれでよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（三村孝信君） 総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 先ほどの答弁のように、休職期間につきましては、在職期間3年以上というのを規定に設けてございます。その在職期間に、例えば1年間病気で休職をしたという場合は、その1年分が除外された勤務年数を算定するというようになっております。

復職に関しましては、一定の要件を満たせる方が治療等により完治したということであれば、こちらの要綱に基づき、希望する者が復職を申し込むことができるということでございます。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

では、33号にいきます。

桜ノ牧高校の常北校の生徒さんで、給食提供ということで、非常に喜ばしいことだと思います。賛成なんですけれども、ただお聞きしたいことがあります。

これは生徒の保護者への子育て支援ということで、1食当たり290円、給食費の納入は月払い、学期払い、年払いでできると、これはいいことなんじゃないかなと思っています。それぞれ選ぶことができる。

ただ、利用の取消し、経済的理由でやむを得ず利用の登録を取り消す場合、利用者は書類を教育長に提出しなければならないということで、ここに記されてあります。これ、こういう利用が、経済的理由で払えないとい人にこそ提供するべきなんではないかなとは思いますが、減額したと、1食当たり290円ではなく、もっと減額するとか、そういうようなことで提案してあげるとか、やっぱり提供するのであれば、もう少し優しい支援、子育て支援、学校生活の支援ということを強調していると思いますので、1食当たり290円で払えない人もいます。その辺のところ、教育長、いかがお考えでしょうか。いいですよ、どちらでも。

○議長（三村孝信君） 教育長添田 智君。

○教育長（添田 智君） お答えいたします。

この制度を導入すること自体が、県内で太子清流校に続いて2校目ということで、それ

自体が大変、通学する子供たち、あるいは教職の鞭を取る先生方の希望者にとっては、とても助かるありがたいという制度だと思いますので、さすがにそこまで制度を、本当にそこまで配慮してというのは、なかなか難しい面があるところをご了承いただければと思います。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） そうですか。

なかなか高校まで面倒見るというのはないと思いますので、仕方のないことなのかなと思うんですけども、もう少し時間がたって、経過見て、何かあったときには、少ししばらく考えていただければいいかなと思っています。

それから、報告第35号についてお伺いいたします。

開発公社決算報告書なんですけれども、ホロルの湯の管理運営事業で、指定管理5,800万円というようなことがあるんですけれども、どこに入っているんでしょうか。それで、事業収入の7,400万円というようなことなんですけど、これは、何が含まれていて7,400万円なんんでしょうか、ここをお聞きいたします。

それから、収支予算書の中で、令和2年の自主事業収入は1億3,900万円ありました。令和3年度は1億2,000万円でした。令和5年度の自主事業収入は1億2,402万円ということなんですけれども、令和5年度の表示は、収支予算書は表示がないんですね、貸借対照表だけで。この中に指定管理料が表示されていません。令和5年度の収支予算書はどうしたのでしょうか。

それから、3つ目、うぐいすの里の管理運営事業も同様、予算書がありません。事業収入840万円は指定管理料だと思いますけれども、なぜ指定管理料としないのでしょうか。

4つ目、七会町民センター管理運営表で、ホーリーホックがグラウンド使用料として支払っており、請求額も開発公社から出しているはずですが。この収支の状況が全く見えません。ホーリーホックからの収入は、どこに記されているのでしょうか。芝管理業者に2,500万円は、どこから支払われているのでしょうか。この収支が全く見えません、記されていません。

この点を4つ、重要なことですので、お答えください。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） まず、1点目の指定管理料の件でございます。

こちらの表示しております事業収入7,400万円が、指定管理料そのものの額になります。年度契約5,800万円に、12月補正と3月に支出したそれぞれ800万円の合計1,600万円を足したものが、5年度の指定管理料ということで、7,400万円になっております。

事業収入としている内容については、勘定費目の中でこういった表現になっております。また、名称のほうが変更できるかどうかというのは、ちょっと開発公社のほうの経理や税

理士のほうと確認は取りたいと思います。

それから、２点目と４点目までですけれども、事業収入等につきましての答弁、うぐいすの里の管理などに関しても、840万円の勘定費目は一緒でございますが、町民センター等の使用料、４点目等に関しましての請求額の内容についての計算書等での内容につきましては、確認の上、答弁させていただきたいと存じますので、猶予をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） ８番藤咲芙美子君。

○８番（藤咲芙美子君） 分かりました。

一つだけお伺いします。指定管理料は、もともと4,000万円でした。そこにグリーンツーリズムの1,800万円が追加されて、5,800万円なんです。

それで、令和３年度に、２年度だったかな、５年間の契約で、5,800万円を５年間契約で２億9,000万円、１億9,000万円だったかな、債務負担行為で確約されています。その5,800万円に、12月の補正って何なんでしょうか。これはよく分かりません。全く見えません。支出の800万円足したというのは、どういうことなんでしょうか。これがよく分かりません。

指定管理料として出すのであれば、7,400万円というのはどういうことなのか、全く分かりません。もう少しこら辺のところ、しっかりと表示していただきたいなと思います。いつの間にか7,400万円で議決されましたので、7,400万円ですというふうにされたんでは、こちらでは納得できませんので、ぜひこの辺のところをしっかりと、答弁を後でお願いいたします。

いいですよ、答弁お願いします。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） ただいま、新しく指定管理となった年から５年間というようなことで、5,800万円の財源を措置して、合計２億9,000万円というようなことでお示ししておるところで、基本協定を年度を組みまして、ご指摘のように4,000万円から5,800万円で、ここ年度の指定管理料をしているところでございます。

令和５年の話になりますけれども、12月の議会で入湯税の申告漏れ等がありまして、その未納分の支払い等に充当した分の維持管理費については、補正予算での増加をお認めいただいたところでございます。その後、燃料高騰の影響が、会計上かなり厳しいというようなことで、２回目の変更を開発公社のほうから申請されまして、５年度の決算でお示した7,400万円というようなことで、最終的な指定管理料を支出しているところでございます。

この指定管理料につきましては、当初の年度協定以前の基本協定という５年の指定管理者との協定の中で、人件費、例えば県の最低賃金が10月でかなり上がった場合とか、年度

内の燃料費の高騰、こういったものによって指定管理料が不足するというときには、指定管理料については、お互い協議の上で変更できるというような規定になってございます。そういうことから、5年度の決算については、5,800万円に指定管理料の増加というようなことが、協定の中での範囲といいますか、協定の規約に基づいて行われたというようなことになります。

指定管理料につきましの経過、てんまつについては以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 丁寧な説明、分かりました。

ただ、やっぱり5,800万円で債務負担行為、2億9,000万円も出しているわけですから、その中で、本当に2億9,000万円も町の税金から出しているわけですよ。その中で、またさらにその、確かに物価高騰もあるんですけども、入湯税の支払いも含まれたのが指定管理料の中に含まれているというのも、ちょっと納得のできないところですし、やっぱりこういう変更が出たというようなときには、しっかりと説明をしていただけたらいいなど。私が質問しなければ、そのままだったんだろうかなというようなところも感じますので、今後とも何か変更があったときには、ぜひしっかりと説明をお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（三村孝信君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） ありがとうございます。

ただいま藤咲議員からございましたように、指定管理料の変更がある場合には、丁寧に内容等も含めてご説明を心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 議長にお願いなんですけれども、今、藤咲議員が開発公社の質問をして、私も非常に同感に思っているんですよ。そういう感じで、1年間に一遍くらい、決算どきに事務局長を呼ばって、ちょっと説明を受けたいと思うんで、できれば決算委員会のときに事務局長を、ちょっと呼ばっていただきたいなと思って、お願いなんですけれども。

○議長（三村孝信君） 議会から、議員からのそういう要望があったということはお伝えしますが、決定は、開発公社等理事会、物産センターの株主総会とか、各持ち場であると思いますので、そちらで諮っていただくことになると思いますが、14番議員からそういう要望があったということはお伝えをいたします。

ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 第33号なんですけれども、桜ノ牧常北高校の給食提供について、これは学校給食法等について抵触はしない、大丈夫なんですか。

○議長（三村孝信君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ただいまのご質問について回答させていただきます。

こちらのほうの給食提供につきましては、県のほうと十分、高校教育課と保健体育課と協議いたしまして、問題ないということで、実施の方向で行っている事業でございます。

以上です。

○議長（三村孝信君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） この給食なんだけれども、全部城里の小・中学校を無償化して、常北高校1回290円、これは無償にすべきですよ。常北高校の生徒も増えるから、290円取ったって、全くの採算ベースに合わないでしょうよ。町長、票上がるよ、これ、ただにしたら、無償化。それは私の意見でいいですけれども。

それと、36号、桂ふるさと振興センター決算報告の中で、ちょっと気になったのが、担当課長にお伺いしたいのが、道の駅の職員1人がふれあいの里に出向している。その給料は、一部だか全部だか分かりませんが、道の駅で支払っているというんですよね。その辺、本当なのかどうか、担当課長にお伺いいたします。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） ただいまのご質問でございますけれども、道の駅の職員1人がふれあいの里で勤務しておりまして、出向契約書は結んでおる中で、その規定の中で、給与については道の駅で支払っているというようなことはあるようでございますと聞いております。

以上です。

○議長（三村孝信君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） ちなみに、給料って幾らぐらい、道の駅で持っているの。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） 給料額等については、ちょっとこちらのほうでは把握はしておりません。申し訳ございません。

○議長（三村孝信君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 増井さん、把握していないというの自体が、どういう返答なの。把握しているけれども、その金額はお伝えすることができないというのなら分かりますよ。把握していないということ自体が納得しないですね。

というのは、この方がどうして出向されたか。全く仕事しない、従業員にはいじめする、パワハラする、こういう従業員ですよ。ふれあいの里でも困っていますよ。どうしてこういう人間を送ったのか。仕事はしない、パワハラはまだ聞いていませんけれども、本来な

ら道の駅で考えるべきですよ、そういう職員は。人に迷惑をかける、だから出向させる。ふれあいの里だって、いい迷惑でしょうよ。また向こうでも働かない。もう少し毅然たる態度でやってくださいよ。

忠告です。お願いします。いいです。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） ホロルの湯の経営診断で、去年の12月頃からずっと、出してください、出してと言っていたんですけれども、いまだに出ていなくて、今回出しますということだったんですけれども、この経営診断については報告はあるのでしょうか。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） ただいまの内容でございます。

令和5年度に作成しておりまして、今年度早期に議員の皆様方にご提示すべきところではございました。5年度の決算ということで、予算決算委員会等において配付する準備をしているところではございましたが、ちょっと年度途中ではございますけれども、決算のときにはお配りするつもりでは準備していたところでございます。

○8 番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔発言する者あり〕

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） 文書といいますか、冊子というような、冊子という立派なものではないんですが、報告書というような形で予定はしたところでございます。

○議長（三村孝信君） 6 番加藤木 直君。

○6 番（加藤木 直君） これはそうすると、課長のほうで説明するということ、その内容については。町長。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） 報告書の作成については、町のほうで主体的に行ったものですから、概要については課長のほうで説明したいと思いますが、個別の決算の内容とか費目、あるいは収支状況等についての詳細になりますと、私ども指定管理というようなことで、監督の権限はございますけれども、決算の中身はなかなか把握し切れない部分がございますので、こちらについての詳細については、後日、指定管理者の開発公社と代表理事も含めた調整の上、回答させていただければと思います。

○議長（三村孝信君） 6 番加藤木 直君。

○6 番（加藤木 直君） 私も一般質問で何度か、開発公社の件やっていますが、それから、ほかから聞きますと、書類出してくれと言われているものが、なかなか出てこないというんだけど、ほとんどが町で出資している、町長、町で出資している公社で

すよね、100%。そこに議会が物を言えないということはないということを、地方自治法の中にも書いてありますよ。それを出してほしい書類が出ないというのは、どういうことですか。ちょっと答えて。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 出してほしい書類が、何が出ていないのか、ちょっと分かりませんので、できれば、こういう書類を出してほしいというのを書面とか何かで頂ければありがたいんですが、ただその出してほしい書類というのは、あくまで存在する書類を出すという話であって、新たに資料を作成してくれという話はまた別の話ですので、開示請求というのと、議員さんのオーダーに合わせて新たに資料をパソコンで作り出すというのは違う話なので、そこは、こういう資料を作ってくれよというふうに言われても、それは行き過ぎていることですので、ある書類について開示を求める場合は、ぜひ書面等で、立ち話等とかで言われても、どうしていいか分からなくて、時間がたってしまうことはあると思うんで、ぜひ書面でお願いされれば、書面で返すことになると思いますんで、よろしくをお願いします。

〔発言する者あり〕

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 関連の質問です。

開示を出すときには書面で出してくださいというのは、町長、それはおかしいです。私たち議員は町民から選ばれた議員です。町民の要望をきちんと伝えるというのは必要だと思います。しかし、そこで執行部が、書類を出してほしいというときに出不せないというのは、やっぱりおかしいと思います。

しかし、執行部、課長さんたちは気持ちよく出してくれます。しかし、そこで止めているのは町長なんです。だから、それはやっぱりやめてほしいと思います。だから、町長決裁でないと駄目だという理由は何なんでしょうか。私、そこら辺のところは、すごく疑問に思います。

ですので、私たちは、執行部で出した議案書、書類、全てのものは、やっぱり二元制ですから、チェック・アンド・バランスでしっかりとできる場所なんです。それが求められても、開示請求出してください。開示請求出してくださいね、とんでもない話ですからね。これはやっぱりきちんと、求められたら、こういう議員の議会、定例会、そういうものでもしっかり出してほしいと思います。

以上です。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 書類を出すときに、口頭で頼まれて、ぼろっと出すことはしないというのは、何も、それは職員を守るためでもあるわけです。例えば、出しちゃいけない書類をうっかり言われて出してしまっ、懲罰とか懲戒になる事例もあるわけです。

ほかの市ですけれども、生活保護に関わる情報を言われて、出してしまって、懲戒免職になった人もおります。ですから、書類を出すというのは、本当に1回出してしまったら、やっぱり出すのをやめましたというわけにいかないの、その書類が出していいかどうかというのを、ちゃんと総務課とかも通して、私のところまで通して出すというのが、それは規定で決まっていますので、職員はその規定を守らなきゃいけないわけです。

そういった規定がきちんと定められているのに、規定を無視して書類をぼろぼろ出してしまうのは、職員としても規定違反、事務の処理決裁の規定に違反して出しているということになってしまいますので、それは何度も言いますが、別に出さないと言っているわけではなくて、結果として間違いのない形で出すことによって、書類を出した職員を守るためでもあるわけです。

もし、そういった正当な決裁規定を経ないで書類を出してしまう職員がいたとして、それが問題ない書類であつたらいいのかもしれないけれども、ついうっかり出してはいけない書類を出してしまったら、それは大変なことになりますんで、職員各位も、きちんとそういう手続を守って開示を出すべきだと思いますし、議員さんも、俺は議員なんだからすぐ出せとかというのは、それはやっぱりちょっと度が過ぎたことになりますんで、少し手続面倒くさいなと思っても、書面で要求すれば書面でちゃんと、一定期間で決裁されて、出せるものは出せる、出せないものは出せないで返ってきますから、そこはお互いルールを守っていただければというふうに思います。それがお互いにとって、長い目で見て、不幸な事案をつくらないために大切なことだというふうに思っております。

〔発言する者あり〕

○議長（三村孝信君） それでは、報告についての質問ということです。大分時間も過ぎてきたので。

6 番加藤木 直君。

○6 番（加藤木 直君） 今回、報告たくさん出ていますけれども、たくさん報告出ている中で、最後に開発公社の決算書類が出ているけれども、何か言うことない。なけりゃいいよ。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 一般質問でお尋ねになるかと思っておりますので、あえて、一般質問で通告がありましたので、その中で説明することも考えておったんですが、開発公社の決算報告を見ますと、見てのとおり債務超過になっております。3月末時点で、報告書を見ていただくと分かるのとおり、債務超過になっております。

債務超過になっておりますので、6月の評議員会において、会社を継続していいかどうかということが評議員会で審議されまして、評議員会で継続してよろしいという議決を得ましたので、会社としては6月に、評議員会のときに精算して、継続をするという手続を取っております。

特に債権債務関係、それまで会社が持っていた債権債務関係は、そのまま継続しておりますので、経営体制に変更等はございませんが、そういった債務超過に報告書のとおりになっておりますので、そういった議決が行われているということを一言ご報告しておきます。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常に残念だなと思うのは、監査委員の意見書、健全財政の意見書をつけて決算書を出すように指導を受けているみたいだけれども、33号、桜ノ牧の学校給食。あれ、議員の皆さんから、無償で出してやれという話が出たけれども、みんな無償で出してやったらいいんじゃない。あと、独り暮らしの年寄りに弁当配っているやつ、あれも無料にしてやったらいいんじゃない。1人で家で、デイサービスにも行かないで家にいる人らに、弁当無償で食わせてやったらいいんじゃないの。みんな無償の町と草の町で有名になったらいいんじゃない。

以上。

○議長（三村孝信君） 時間も経過しておりまして、これはあくまでも報告ですので、あと、質問等ある方は担当課へ直接行きまして、担当課から説明を受けていただきたいと思います。

まちづくり戦略課長に確認いたしますが、決算書をプリントアウトして書類で出すということなんですが、これは3つの決算書、全部出してくれるということなんでしょうか、確認をいたします。

まちづくり戦略課長増井栄一君。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） 見にくいのが、報告第35号の町開発公社というようなことでは伺ったところではございます。もし36、37につきましても、数字のほうがちよっと判読しづらいというようなことでしたらば、3報告分は……

○6番（加藤木 直君） 開発公社だけで。

○議長（三村孝信君） いや、見づらい。

6番議員さんは開発公社だけでいいということなんですが、ちょっと、拡大したときに6と9が見づらいとか、3と6が見づらいとかありますので、まちづくり戦略課長、できればというか、大した枚数でもないのに、決算書のほうを開発公社、それから道の駅かつら、山桜と3つ用意していただければ、議員のほうも見やすいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） 承知いたしました。

それでは、14名分の資料、3報告書ご用意するんですが、こちらは決算委員会のおきでもよろしいでしょうか。

○議長（三村孝信君） 10日の初日までに頂ければ。

○まちづくり戦略課長（増井栄一君） はい、承知いたしました。

○議長（三村孝信君） 以上で報告を終了いたします。

閉 会

○議長（三村孝信君） 本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る9月10日火曜日午前10時をもって、令和6年第3回議会定例会が招集されますので、午前9時50分までには控室にお集まりいただくよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時00分閉会